

毫も意とせず、専心自説の研究と主張とに努力したり。

十八、高僧にして大勇ありし者はその例多し。日蓮、ボーロの如く有らゆる迫害に屈せずして傳道に身を委ねし者は蓋しその典型ならん。

第十三課 精神の修養

目的 人が萬物の靈長たるは高尚なる精神を有するが故なり。されば精神の修養は人たる道を全ふする要道なれば、こゝに精神の諸作用を説き以て其の修養に努力せしめんとす。

要項

一人の人たる所以は高尚なる精神を有することに存するを以て精神の修養に努めざるべからざる所以を述べ、修養とは精神の諸作用を鍛磨して之を發達せしむるの謂なることを説く。

二、精神には知能、感情、意志の三作用ありて、これ等の作用が互に關聯せることを述ぶ。

三、知能が如何なる作用なるかを説明し、青年時代の知識慾を善導して其の發達を圖るべき旨を説く。

四、感情は快苦の感情に本づくものにして、又この感情より慾望起り、慾望に善惡の別あることを述べ、故に卑劣なる慾望を誘起する感情を抑制し、高尚なる慾望を誘起する感情を養成する爲に理性の力を養ふべきことを説く。

五、意志は行爲、活動の原動力なればよく勇氣と忍耐とを發揮して意志を鍛錬すべきことを説く。

六、精神の三作用は何れも大切なものなれば、之を平均に發達せしめ、圓滿完全なる人格の修養を目的とすべき旨を諭す。

参考

一、精神作用の區分。人間の精神現象は極めて複雜なるものなれども、大體之を三つに區分するを得べし。

精神作用
—
知—知識を收得し、事物を理解し、事理を辨別する作用
情—事物に就いて生ずる快不快の感

一意—事物を意欲し撰擇し決行する作用

されど是等は獨立せる能力に非ずして互に關聯し、互に隨伴して生起する作用なりとす。

二、知識の目的。知識には元來二つの目的あるが如し。即ち一は人性自然の知識慾を満足せしめ、他は知識を應用して社會百般の事を改良し、人生の幸福を増進するにあり。而して知識慾を満足せしめんが爲に人類は各種の學術を研究し、かくて近世文明の基礎を作れり。又知識慾を満足せしめんが爲に營まれたる學術は、實地に應用せられ、以て今日の文明の利器を作れるなり。

三、知識の必要。人智の進むに從ひて腕力の時代は過ぎ去り、今や智力競争の時代となれり。こは同一國內に於てのみならず、實に國際間の事件となり、即ち國際間の知力競争は益々激甚となるに至れり。我が國民の如く學問の發達に於て後進たるもののはこの際大なる覺悟を以て學術の研究に奮勵し、以て國際的知力競争に優勝者たらんとすることを期せざるべからず。

四、感情と慾望。感情は吾人の主觀に起る快、不快の感にして、感情には感覺的情

情能、情操の區別あれど、快不快の感たることに於ては一なり。人性の自然是不快を避けて快を求める。これ即ち慾望なり。故にこの慾望は人間の行為活動を誘起するものにして、社會百般の事業は慾望の結果なり。されど慾望には善惡の二傾向あり、從て之を惹起する感情にも善美なるものと醜惡なるものとあり。感情の修養はこの辨別を以て肝要なりとす。

五、意志の傾向。意志には進んで働く力と、之を抑制する力とあり。前者の修養は即ち勇氣を主とし、後者の修養は忍耐、克己を主とす。

注意 知情意の作用に就ては第五卷第一課の備考を參照せられたし。尙意志に關しては本卷第十課及び第十一課の參照を要す。

第十四課 制裁

目的 行爲の受くる制裁を述べ、日常行爲に留意して制裁を遠ざけ、以て心身の健全なる發達と人格の向上とを圖らしむることを主眼とす。

要項

一、制裁は行為の受くる應報にして、自然人事すべて法則に支配せらるゝが故に之を無視すれば應報を受くることを述べ。

二、自然的制裁は節制の法を無視するより起る故によくこの法を守るは健康長壽の基なることを説く。

三、國法を犯せば法律的制裁を受く。國法を遵守するは公民として缺くべからざる條件なることを述べ。

四、道徳は行為を律するものにしてこゝに道徳律あり。之を無視して邪惡を敢てすれば道徳的制裁を受く。道徳的制裁は一は内心より起り、他は社會より起る。前者は良心の苛責にして、後者は社會の非難なることを述べ、道徳の制裁を受けざらんが爲にはよく人たる道を守らざるべからざることを説く。

五、三種の制裁中特に重んずべきは道徳的制裁なり。その故は節制と云ひ遵法と云ひ畢竟道徳の命ずる所なることを述べ。

六、社會の非難を受けたる時は反省改過の實を擧ぐべく、之に反して紊りに他人を非難するが如きことなきを要す。即ち己れに嚴にして人に寬なるべきことを重視せり。

とを諭す。

七、他人の批評は必ずしも正鵠を得ず。されど内に省みれば善惡の別分明なれば、良心の制裁の最も重んずべく、決して己が非を飾りてその光を蔽ふべからざる旨を教ふ。

参考

一、英國の倫理學者ベンザム (Bentham) は道徳實踐の動機として四種の制裁を挙げたり。即ち身體的制裁、政治的制裁、道徳的制裁、宗教的制裁これなり。而して道徳的制裁を彼は社會的制裁の意義に解したり。これ彼が行為の結果によりて善惡を判断せんとする功利主義的見地より導ける説明なり。されど同じく功利主義を奉ずるミル (T. S. Mill) は内的制裁即ち良心の制裁を挙げ、之を重視せり。

二、佛教に於ては因果應報の理を説けり。

三、老子曰、天網恢々、疎而不失。(道德經)

四、古歌に曰く、世の中の人は知らねど科あればわが身を責むるわが心かな。

五、韓退之曰、士之特立獨行適於義而已、不顧人之是非。

六、薛文清曰、己未有善人舉之不足喜、有善人毀之不足憂。

七、禮記に曰く、君子稱人之善。

八、古語に曰く、毀譽亂於善惡。

九、松林飯山曰、紛々毀譽亂如糸、不是諛辭即妬辭、磨得一圓方寸鏡、自家奸醜自家知。

第十五課 宏量

目的 宏量は人と和し、且自己の品位を維持する爲に缺くべからざる要道なればこそ、にその修養を勧奨するを以て目的となす。

要項

一、世には人の不幸を憐むことを知れども、人の善行美事を喜ばざる者多し、これ狭量の致す所にして己を苦しむるに過ぎざることを説く。

二、狭量なる人は己を責むること寛にして人を咎むこと嚴なるが故に、些細なことをも忍ぶ能はずして怒り、且怒りを人に移し、煩悶し、天を怨み、人を咎む

るものなることを説く。

三、之に反して宏量なる人何人の幸福を喜び、人の善事を賞讃し、人の美を成さしめ、人の短を捨て、長を取り、心和平にして世人の欽仰する所となることを述べ。

四、又宏量の人は事を爲すに當りても眼前の小利を捨て、遠大の計を爲し、一旦の蹉跌に喪心せず、又よく人を容るゝが故に衆力を集めて大事に當るを得ることを説く。

五、狭量は嫉妬及び利己心より起る故に宏量ならんが爲には同情仁恕の徳を養ひ以て寛仁大度の人となるべきことを諭す。

参考

一、泰山は土壤を譲らず云々は十八史略卷二にあり。

二、孔子曰、君子成人之美、不成人之惡。小人反之。(論語、顏淵)

三、佐藤一齋曰、人各有所長、有恰好職掌、苟當其才、則無可棄之人。(言志晚錄)

四、貝原益軒曰、記人之功、而忘人之罪、是長者之所以得人心也。(慎思錄卷三)

五、許魯齋曰、責己者可以成人之善、責人者適以長己之惡。(儒門精言)

六、心學五常辨に曰、我身だに我まゝならぬ世の中に人の判くがとがならばこそ。

七、道歌に曰く、堪忍のなる堪忍が堪忍か、ならぬ堪忍するが堪忍。

八、高濂曰、不責人小過、不發人陰私、不念人舊惡、三者不惟以養德、亦可以遠害。

(儒門精言)

九、カボット曰く、ニューヨーク市の或る熟練なる機械師は此の頃機械學の技術を一層深く研究せんが爲めに英獨二國の機械工場を視察したりしが、彼歸國後人に語りて曰く、「獨逸の機械物は近々將來に於て其技巧遙に英國の機械物を凌駕するものあるべし。人若し獨逸の機械師に向ひ其の製作物改良に關して注意する時は彼は熱心に其の忠告を聞くを喜ぶ。然るにこの同一の注意を英人に與ふる時は彼は却つて其の忠言を侮辱なりとて憤怒するなり。獨逸人の英人を凌駕する時期正に來る可きは明瞭なり」と。偏見の弱點は自負するにあり。獨斷にして全體を見ざるにあり。一部分に固執して全體を比較研究せざるに在り。(日常倫理學二六九頁)

十、大高坂芝山は土佐侯の臣なり、廣方博覽深く程朱を信じ、好んで時輩を排斥せり。その頃伊藤仁齋京都に在りて古學を唱へ、別に新說を出して程朱の説を取らざりき。芝山之を快からず思ひ、適從錄を著して伊藤仁齋を毀罵せり。仁齋の弟子此書を仁齋に示してこれが辯駁を作らんことを請ひしかど、仁齋笑て一言もいはざりき。其時弟子は先生にして答へずんば、我等先生に代りて之を折かんと云へば、仁齋は君子は争ふ所なし、若し彼の言是にして我非ならば、彼我に於て益友なり、若し又我是にして彼非ならば、他日彼の學問進むに及で自ら曉る所あるべし、されば汝等は深く戒めて言を謹まさるべからず、すべて學問の要は唯々心を虛にし、筆を平にして己が爲にするを以て先とすべきものなるに、彼芝山の如きは言を猥りにするものと云ふべしとさせりといふ。

十一、紀長谷雄は學業を大藏善行に受け、後菅原道眞に從ひて學ぶ。道眞初め長谷雄の才藝を輕す、其の詩を見るに及び歎賞していはく、思はざりき彼が才藝こゝに至らんとはと。是より遇するに友を以てせり。長谷雄初め文章生に舉げられ、累進して中納言に至る、溫恭篤實にして自ら誇らず、裝束の袖に書し

て曰く、「人の知ることを恃むこと勿れ、己の賢に誇ること勿れ、誠と慎とを懷ひて身の全からんことを思ふべし」と。嘗て三善清行と文を論じて合はざるとき、清行罵りて古より無能の博士あることなし、其これあるは汝に始まるといひけれども、長谷雄は敢て辨ぜざりしかば、人々其雅量に服しけり。

第十六課 最善を盡せ

目的 學問修養と云はず、果た事業と云はず、最善を盡すは志を遂ぐる要道なり。故にこゝにその道を説きて學生の覺悟を喚起し、平素の心掛を示さんとす。

要項

一、方法さへ同じくば結果は力に比例するものなれば、完全なる成果を期するものは全力を提げて事に當らざる可からず、されば學生たるものは心身の修養に全力を用ひ、最善を盡さざるべからざることを説く。

二、力量の多少がその場合の覺悟如何に由ることを例解す。

三、學業に於ても覺悟を定めて全力を投ずるは學力を養成する要道なることを

説く。

四、德行に於ても充分なる覺悟と確乎たる自信とを以て躬行實踐に全力を傾注せば必ず進境の見るべきものあることを諭す。

五、世には大事に當りて最善を盡すことを知れども、小事を輕視するものあり。されど小事を輕んずる習慣は大事の場合にも累をなして失敗の原因となるべければ、平素何事に當るもよく全力を盡して體力及び精神力を涵養し以て、志望の到達を圖るべきことを説く。

六、藤田東湖の例話によりて學問修養に最善を盡すことの意義を悟得せしむ。

参考

一、葉公問孔子於子路、子路不對。子曰、女奚不曰、其爲人也發憤忘食、樂而忘憂、不知老

之將至云爾。（倫語述而）

二、孔子曰、君子食無求飽、居無求安、敏於事而慎於言、就有道而正焉、可謂好學也已。（論語雍也）

三、冉求曰、非不說^{ヨロコベ}子之道、力不足也。子曰、力不足者中道而廢、今汝畫^{カキト}。（論語雍也）

四、易に曰く、天行健、君子以自彊不息。（乾の卦）

五、孔子曰、有能一日用其力於仁矣乎、我未見力不足者、蓋有之矣、我未之見也。

（論語、里仁）

六、西諺に曰く、徐かに急げ。 Eile mit Weile.

七、西諺に曰く、勤勞は石から火を得る。

Arbeit gewinnt Feuer aus Steinen.

八、一八〇五年十月二十日トラファルガの海戦に當り、英艦隊の提督ネルオンは戦鬪を開始せんとするに當り全員に信號して曰く「英國は各員が其の本務を盡さんことを期待す」と。 England expects that every man will do his duty.

九、日本海海戦に際し東郷司令長官は全艦隊に令して曰く「皇國の興廢此の一戦にあり、各員奮勵努力せよ」と。

十、藤田東湖は今を去ること百餘年前水戸藩に生る。丈高く色黒く眼光鋭く一見非凡の風采あり。六歳にして孝經を學び、才智衆童に卓越す。性質磊落にして小事に拘泥せず、動もすれば常軌を脱せんとするの風あり。父幽谷固よ

り之を知るが故に、其の才を抑へて之を篤實に導かんと欲し、頗る其の教育の法に苦心す。八九歳の時、東湖をして頻りに文天祥正氣歌を記誦せしめしが如き其の一例なり。後年東湖常に後進に語りて「凡そ人に貴ふべきは才智にあらず、剛膽にあらずして謹直なり、予の今日あるは謹直の徳を積まんが爲に日夜修養を怠らざりしに因る」と云へり。十五歳の頃より、東湖讀書を好まず力を武術に専らにするに至れり、謂へらく、今や外人我が近海を窺ひ、國家將に多事ならんとするに當りて、世人悠々として太平を夢み、苟且を事とす、是れ志士の當に厭起すべき時なり、男兒生れて此の多事の日に際會す、何ぞ書冊に耽りて文弱に陥るべけんやと。これより擊劍槍術を始めとし弓馬の術をも習ひ、只管心身の鍛錬に努めたり。斯くて二十歳の頃に至るまで彼は専ら武藝を勵みしが、偶々文武兼修の緊要なるを悟りし折柄、父東湖を誠めて、文武の道は相待ちて其用を爲すものなれば、一方にのみ偏すべからず、文に耽りて腐儒となり、武に流れて粗暴となる、共に不可なりと云へり。是に於て東湖大に發憤し、入りては則ち書を読み出でゝは則ち槍劍を手にし、一日も其の業を廢す

る事なかりき。生涯に三度死を決したる東湖は十九歳の時に已に死を決して立つて。そは父幽谷豫ねて外船の北境を窺ふを慨きし折柄、文政七年一隻の外船常陸國大津村の近海に來りて上陸せり。幕府之を聞き代官を遣はして應對せしむ。世人謂へらく、外船禁を犯して恣に上陸す、幕府必ず叢談する所あらんと。然るに代官等の處置甚だ寛にして何等の處分を爲さざるもの如し。幽谷之を聞き悲憤禁ずる能はず、竊に東湖を召して告ぐるやう、近來外船近海に出船して大砲を鳴らし、人民を驚かす、其所業實に惡むに堪へたり而も幕府は之を等閑に付し、世人亦其の爲す所を傍観す、是れ我が國威を損すること極めて大なり、汝速に大津村に往き、若し幕吏因循して彼等を放免するが如き事あらば、外人の宿舎に斬入つて之を塵にすべし、是れ聊か亂暴の譏なきに非ざるも、以て神州の正氣を伸ぶるに足らんと。東湖謹んで命を奉じ誓つて使命を全うせんと答しに、幽谷大に喜びて曰く、眞に吾兒なりと、乃ち酒を酌みて暗に訣別の意を表せし折しも、飛報あり曰く、幕吏薪食を與へて外人を放還せりと、東湖父子相見て言ふ所を知らず、是れ實に東湖が最先の決死なり

とす。後年東湖は藩主齊昭公を輔けて自藩の爲國家爲に盡したる事頗る多し。東湖は忠孝一本の説を立て、誠を以て親に事ふれば則ち孝誠を以て君に仕ふれば則ち忠、忠と孝とは畢竟一にして二ならずと唱道したり。彼が自己的経歷を回顧し自己の精神を述べたる回天詩に曰く、「三決死矣而不死、二十五回渡刀水、五乞閑地不得閑、三十九年七處徙、邦家隆替非偶然、丘明馬遷空自企、苟明不義正人心、皇道實患不興起、斯心奮發誓神明、古人有云斃而已」と。（略書）

第十七課 風俗習慣

目的 風俗習慣の尊重す可き所以とその改善の必要なることを知らしめ、かくて一面に於て社會の風習に従はしむると、共に他方に於て常にその改善に盡力せしめんとするを主眼とす。

要項

一、風俗習慣は國家又は社會の歴史、地理その他の關係より生じたるものにして特殊の道德なれば之を尊重せざるべからず、されど風習は一定不變のものに

あらざるが故に改善の必要起ることを説く。

二、風俗習慣の改善が社會改良の上に重要なことを述べ。

三、されどその改善は慎重なるを要す。必ずや社會全般の利害を考へ、社會改良の上に及ぼす効果を究めて徐ろに之を圖るべき決して一時の好尚によるべからざることを説く。

四、現今は國際關係親密を加ふに伴ひ、東西の風習自ら融和するに至れるが故に、かかる時代にありては一國一郷のみ他と調和し難き風習を有すべきものにあらざるが故に、益々吾が風習を改善して世界の進運に伴はしむべき旨を諭す。

参考

一、諺に曰く、郷に入らば郷に従へ。

二、カボット曰く、習慣を判断するには、第一に其の意義と價值とを知らざるべがらず。習慣の價值は主として次の根元に依るものなり。

(イ) 習慣は一種の社會風俗たるが故に他の風俗と同一の價值を有す。

(ロ) 習慣は人を一定の道徳の標準に保つものなり。人は習慣に従はざる時に社會の排斥と嘲侮とを蒙るが故に、必ず勵精して習慣に従はんと努力す。斯くて習慣は人を墮落より救ひ、社會の道徳的標準に後れざらしむ。

吾人は習慣の順従者なると共に習慣の創造者なり。吾人は時代の習慣に忠實ならざるべからざるのみならず、其の習慣以上の良習慣を後代子孫に傳へざるべからず。(日常倫理學第八章三)

三、新井誠夫氏曰く、社會の風俗習慣及び規則は社會協同生活の必然の現象にして、之を尊重するは社會の生存發達を全うする所以なれば、社會の成員たるものは徒らに之に背反すべきものにあらず。之に背反するは個人意志を以て社會意忘に叛逆を試みるものと云ふべく不徳の甚しきものなり。されば吾人は常に社會の風俗習慣及び規則を尊重し以て社會の結合を確定すると共に社會の成員たる本務を盡くさざるべからず。(實踐倫理學精義第五章第二十六節)

四、新井誠夫氏曰く、習慣、規則は社會成立の要件にして無意味に存在するものにあらざれば、之を尊重して徒らに破壊すべからざるは當然のことなり。されど習慣規則は絶對的に之を墨守して變改を許さざる性質のものにあらざれば、改善の必要確實なるときは之を變改して社會の要求に應ぜざるべからず。社會は駿々として進歩し、一日も停滯するものにあらず。然るに習慣、規則は之に應じて進歩し難きものなれば、餘りに習慣規則に拘泥して世の進歩を顧みざるときは死せる習慣睡れる規則に支配せられて世の進歩に後れ社會の改善に後れを取るを常とす。(前同上)

五、新井誠夫氏曰く、餘りに過急なる變改を試むる時は却て累を社會に及し、角を矯めて牛を殺すに至ることあり。故に時世の變遷につれて之を改善せんとする場合には、自己の意見を公にして廣く輿論に訴へ社會の同意を待ちて徐々に之を改むるを要す。(前全上)

第十八課 友 愛

目的 兄弟姉妹相愛し相親しむは人たるの道なるのみならず、やがて父母を安んじ、家を興す基なれば、こゝにその道を説きて友愛の誠を盡さしめんとす。

要項

- 一、兄弟姉妹は父母を同じうし、同一の家庭に養育せられたる者なれば互に親しみ且つ愛すべく、これやがて孝道の一端となることを述べ。
- 二、然るに世に兄弟情に觸ふことあるは親しみに慣れて我儘となるが故なれば親しき中にも互に慎み、互にその誠を盡すべき旨を説く。
- 三、例話によりて骨肉の情を妨ぐるものは利慾の念によること多き、が故によく之を戒め、慾を棄て、骨肉親愛の情を飽くまでも守るべきことを諭す。

参考

- 一、詩經に曰く、兄弟鬪于牆外禦其務。
- 二、詩經に曰く、兄弟相好勿相_猶。
- 三、朝鮮人の話は東國通鑑に出づ。
- 四、孔子曰、君子務本、本立而道生、孝弟也者其爲仁之本與。(論語、學而)

五、毛利元就曰、和則相依濟事、不和則各敗。(近古史談)

六、元龜二年毛利元就病んで將に死なんとす。子孫を臨終の床に集めて、當家は山陽道を治め、吉川は山陰を治め、小早川は筑前筑後豊前を治め、三家よく相親み相助よ」と誠め、又子孫の數程に箭を取り寄せ、此箭一本づゝ折れば折れ易し。然れども一束にすれば折れ難し。汝等之を鑑み、一和同心すべし。必ず不和を生ずるなれ」といひければ、小早川隆景進み出でて「何事も皆慾よりこそ起り候はめ、慾をして義を守り候はば兄弟親族不和を生ずることあるまじく存じ候ふ」と申しけり。元就大に喜び、隆景の言を皆々忘るゝことなれ」といひ、遂に歿しぬ。元就の嫡孫輝元家をつぎ、二叔吉川元春、小早川隆景相助けてよく元就の遺業を守り、一門相和親して、霸を西國に稱せり。

七、菟道稚郎子(ウツノワカイチヨコ)は應神天皇の子、仁德天皇の弟なり。應神天皇皇太子を立てんとして志稚郎子にあり。大鷦鷯尊(仁德天皇)之を知りて天皇に獎む。四十年正月稚郎子立ちて皇太子となる。明年帝崩す。太子位を大鷦鷯尊に譲る。大鷦鷯尊固辭して受けず。太子肯て立たずして菟道(今之山城宇治)に遡る。之

が爲に皇位空しきこと三歳に至る。時の人あり、鮮魚を菟道宮に献ず。太子曰く「我は天皇に非ず。難波(大鷦鷯尊)に献ぜよ。」大鷦鷯尊亦辭し諭すに菟道に奉るべきを以てす。魚卒に路に餕る。乃更に獲て献る。互に譲ること前日の如く。魚又餕る。太子遂に兄君の心の奪ふべからざるを知り自殺す。大鷦鷯尊之をきゝて大に驚き馳せて菟道の宮に到り素服哀を擧げて慟哭し遂に菟道山下に葬る。後大鷦鷯尊遂に皇位につき給ふ。之を仁德天皇と稱し奉る。

八、泰時六波羅に居りしが元仁元年父義時卒す。泰時鎌倉に歸り、嗣て執權と爲り時房と同じく賴經を輔く、北條政子將に義時の莊園を割て諸子に與へんとして泰時に命じて注擬せしむ。泰時多く諸弟に分ちて自ら取ること甚だ少し。已にして政子問ひて曰く、「汝何ぞ自ら取ることの甚だ少きや。泰時謝して曰く、身執權に備はる、何の求むることか之あらん。唯諸弟を撫するを以て意と爲すのみ。政子嗟嘆之を久しうす。」

第十九課及第二十課 軍人に賜はりし勅諭

本文謹載する所の軍人に賜はりし勅諭は明治天皇が明治十五年一月四日に下し給へるものなり。

抑も我が國現今の兵制は國民皆兵の法にして苟も此の國に生れたる男子は一樣に帝國を守護すべき榮譽を分擔す。これ實に憲法に明示せる所の國民の義務にして又實に國民の特權なりとす。

我國は元來國民皆兵の風なりしも中世以降一旦武門の手に歸し茲に武士なる特殊の階級を生じ我が健國の大精神に遠かるものありしを、明治天皇遂に此の大改革を斷行し給ひしなり。即ち明治五年十二月一日の詔勅に宣はく。

朕惟るに古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す。固より兵農の分なし。中世以降兵權武門に歸し、兵農始て分れ遂に封建の治を成す。戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり。此際に當り海陸兵制も亦時に從ひ宜しきを制せざるべからず。今本邦古昔の制に基き、海外各國の式を斟酌

し、全國募兵の法を設け國家保護の基を立てんと欲す。汝百官有司、厚く朕が意を體し、普く之を全國に告諭せよ。

斯くして國民兵の制全く定まり、各自兵士として國家に盡くすを得るに至れり。是に於て帝國軍隊の優秀なると否とは直接に吾人自身の責任となり來りぬ、從て本文に掲ぐる所の優渥なる勅諭は直接に吾等國民が平生より深く念頭に留め、之に基きて修養せざるべからざるに至れり。故に吾人は深く勅諭の御精神を奉體して日夜修練せざるべからず。

猶又今上天皇陛下は、明治天皇崩御の翌日即ち大正元年七月三十一日を以て左の勅語を特に陸海軍人に賜はれり。

朕茲ニ大統ヲ嗣ギ列聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告グ、惟フニ皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クベキヲ示シ給ヘリ。汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ、皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ冀成シタリ。朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ、皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝

等軍人ノ忠勇ニ信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セン事ヲ冀フ。汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直チニ之ヲ朕ガ躬ニ効シ愈奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎シミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ竭シ朕カ肱股タルノ實ヲ舉ゲ以テ皇謨ヲ扶翼セン事ヲ期セヨ。

謹みて 今上天皇陛下の御勅語を案すれば 先帝陛下の大訓は一々 今上天皇陛下のとりて吾等國民を訓へ給ふ所にあらざるはなし。即ち發しては忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五箇の美德となすべく、根源に溯源しては誠心の一となすべきの大義全く一なり。されば吾等は今にして益先帝陛下の御遺訓を服膺することの 今上天皇陛下の叡慮に適ひ奉る所以の道なることを確信するを得たり。

此の如きは實に忠孝一本なるを得る所以にして 陛下の大孝全く吾等をして此の至幸を楽しみつゝ人倫の大道を踐むことを得しめ給ふ。吾等國民たるもの豈奮勵努力して五箇條の御精神を奉體せずして可ならんや。至誠の大精神を以て一貫せずして可ならんや。五箇の美德と之を一貫せる一の誠心とは豈に啻に

帝國軍人の日夜遵守すべき所たるのみならず、一般國民の造次顛沛も忘るべからず、離るべからざる大道なりとす。

卷四 備考

第一課 青年期

目的 青年時代は心身の發育變化著しく、この際一度方向を誤らば生涯の禍根を貽すに至るべし、故にこゝに青年期に於ける心得を授けて心身の圓滿なる發達を遂げしめ豫ねて邪路に陥らざらしめんことを主眼とす。

要項

一、少年時代に比して青年時代に於ける心身の發育變化の急進的にして實に人生の危機なることを説き、自ら深く警戒する所あらしむ。

二、青年期に於ける身體の發育變化を述べ、體力の増進に伴ひて體慾增加するに當り、節制と運動とを以て體慾を調節し、尙精神の平靜を維持することの必要なるを説く。

三、精神の方面に於ては第一に知能の作用著しく發達する時期なれば之を善導して充分なる發育を遂げしむべく、決して空想或は慢心に囚はるべからざることを諭す。

四、この時代には感性鋭敏なるが故に動もすれば激情に陥り、或は感傷的となるものなれば、よくその中正を維持し以て極端なる言動を避くべく、又これが爲には理性の力を磨きて感情を制御することに心掛くべき旨を説く。

五、意志の力の強大を加ふるは此の時代の特質なり。さればよくこの力を善用して心身の鍛錬を圖り、決して剛情放縱に陥るべからず、又反対に忍耐力を失ひて薄志弱行に陥るべからざることを戒む。

六、心身發育の理想は兩者の各作用及びその全體がよく調和して發達するにあることを述べ。

七、青年期に陥り易き悲觀、煩悶に處する道としてよくその根源を究めて離脱の道を講すべきことを説く。

参考

一、青年期の心身の發育變化に就ては、スター・ホールの著「青年期」を參照せらるべし。同書は「青年期の研究」と題する邦譯あり。

二、青年時代の空想的性癖を矯正せんが爲には務めて實際的思想を鼓吹し、諸事實行を主眼として指導するを要す。又空想的性癖は大言壯語するが如き習性と聯關す。是等に對しては一面に於ては自己の現狀に對する自覺を喚起し他方に於ては社會の現實を悟らしむることを肝要なり。

三、慢心の戒としては、ニュウトンの言に「眞理の大海上全く探究せられずして余の眼前に横はれる間は余は海岸に於て貝殻の蒐集に從事したるに過ぎず」と云ふるあり。 I have been only engaged in picking shells by the sea-shore, while the great ocean of truth lies unexplored before me.

又英國の文豪スコットは曾て「余は生涯を通じて余の無智の爲めに悩み苦めり」と云へり。 Throughon every part of my career I have felt pinched and hampered by my own ignorance.

絶代の學者文豪にして此の言あり、以て後學の箴とすべし。ニュウトンに就ては第二卷第四課備考、スコットに就ては第二卷第十八課參照。

四、激情の制御に就ては、一般に感情は之を明白に認識するに從つて其の強度を

弱むるものなれば、激情に襲はれ或はこれより生ずる強烈なる慾望に囚はれなば、直に之に赴かずして、よくその性質を知り、その原因結果を究めんとに努めしむべし。かくせば理性の力は漸次に養成せらるべし。これ激情制御の一法なり。又適度の運動は體力を適度に消費せしめ、過度の慾望感情を調節する効果少なからざるを以て、運動の獎勵必要なり。

五、青年時代の悲觀煩悶に對しては外部より一概に排斥せんとするは不可なり、宜しく之に同情して懇切なる指導を與ふること肝要なり、これが指導に就ては第一によく其の原因の奈邊に存するかを究めざる可からず。身體より發するものは醫療節制、運動と精神の慰安を求めしめて之を除去せしむるを得べく、又過大的慾望を有し、その到達の見込なきことより起るものはよく自己の能力、境遇を自覺せしめ、分に安んずる修食を努めしむべし。その他人生問題に觸れて煩悶するが如き者あらば、徒に焦慮することを止め、遠大の志を以て之が解釋に向ふべき旨を諭し、その解決の法としては哲學的認識、他力的歸依、自力的悟道等あることを教示するも可なり。

六、徳川家康曰く、怒は敵と思へ。

七、西郷南洲曰く、人を相手にせず、天を相手にせよ、天を相手にして、己れを盡くし人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ねべし。

八、熊澤蕃山曰く、仁者の心動なきこと大山の如し、無慾なるが故によく靜なり。

九、孔子曰、君子道者三、無能焉仁者不憂、知者不惑、勇者不懼。(論語、憲門)

十、意志の修養に關しては第三卷十、十一、十二課及第五卷三課を參照せらるべし。

十一、キリスト曰く、汝等思ひ煩ひて汝等の命を一分一秒も延べ得んや。

十二、子夏曰、死生有命、富貴在天。(論語、顏淵)

十三、菜根譚に曰く、心不可不虛、虛則義理來居、心不可不實、實則物欲不入。

第二課　自覺

目的　自覺は一切修養の根柢なるを以て、こゝに自覺の道を説き、個人的並に國民的自覺の上に立ちて確乎たる修養の道を歩ましむることを主眼とす。

要項

一、自覺とは自己の性能境涯を知悉することにて有らゆる修養の根柢なることを説く。

二、人は各々其性質能力を異にし、これ個人の發展及び文化の進歩の要件なり。

故に人たるものには獨特の性能を有し、然もその短を去りて長を取り、且その長所を助成せしむること肝要なり。而して一般に德及び善習が即ちその長所なることを述べぶ。

三、吾等は己れ自身を知るのみならず自己の立てる位置境遇を悟らざるべからず、これは責任の自覺を喚起し、從て進歩發展の原因となることを説く。

四、自己最深の要求即ち理想を明かにせよ、之を明かにせば向上の努力亦隨て大なるべきことを述べぶ。

五、自覺が向上發展の基なることを偉人の例に就きて解説す。

六、現代の如く個人間並に國際間の競争激甚なる時に當り、この競争に打克たんが爲には個人的並に國民的自覺を喚起し以て個人的理想並に國民的使命を明かにして發展の基礎を固めざるべからざることを説く。

参考

一、「汝自身を知れ」(Know thyself)はギリシアなるアテネのデルフォイの神殿に古くより掲げられたる語にして、ソクラテスは之を取りて自ら教へ人を教へしなり。ソクラテスに就ては第三卷十課備考参照。

二、日蓮は上總小湊に生れ、出家して勉學に勵み、佛教は云ふまでもなく、廣く和漢の學を究め、遂に法華經を以て釋尊の教の根本なりと信じ、自ら法華經流布の大使命を自覺し、爾來鎌倉を中心として傳道に勤め、有らゆる迫害を意とせず、或は龍口に切られんとし、或は佐渡に流されしも法華經の行者たる使命を果す爲に生涯を之にさゝげ、遂に今日日蓮宗の開祖と仰がるゝに至りしなり。

又日蓮は愛國の心深く、元寇の役を豫言し、國民を警戒し、國民の自覺を促し、自ら日本の柱石を以て任じたりき。

三、象山に就ては第三卷第一課、松陰は第一卷第十六課、東湖は第三卷第十六課備考参照。

四、二宮尊徳曰く、父母根元在天地命令、身體根元在父母生育子孫相續有夫婦丹精

父母貴貴在先祖勳功、吾身富貴在父母積善、子孫富貴在自己勤勞、身命長壽在衣食住三衣食住三在田畠山林、田畠山林在人民勤耕、今年衣食在昨年產業、來年衣食在今年艱難、年々歲々不可忘報德。

五、佐久間象山曰、予年二十以後、乃知匹天有繫一國、三十以後、乃知有繫天下、四十以後乃知有繫五世界。

六、古語に曰く、知己曰明、自勝曰彊。(潛天論)

七、淮南子に曰く、知己者不怨人、知命者不怨天。

八、釋迦曰く、天上天下唯我獨尊。

九、孔子曰、天生德於予。(論語、述而)又曰、五十而知天命。(論語、為政)

十、國民的自覺に關しては第五卷第十八課及び第十九課参照。

注意 個人的自覺が個人的修養の基礎たるが如く、國民的自覺は國民的修養の根柢なり。而して國民的自覺は世界列國の競爭日に月に激甚を加ふるの秋に當り之を喚起することの特に肝要なるを覺ゆ。我が帝國は東洋の盟主として東方諸國民を率ひて世界列強と競爭して東洋の平和と自由とを保有すべき大使

命を帶べるものなり。然るに我國民の實力はこの大使命を果すに果して遺憾なきか。思を遠く帝國の將來に走すれば我が國民たるものは須らく國家の現状に鑑み、その大使命を顧みて大に自覺する所なかるべからざる也。教授者はこの點に留意せられんことを希望す。

第三課 自己の革新

目的　自己の現状及び境涯を顧みて修養の前途尙遠遠なることを知る者は進んで自己の革新改善に向つて最善の努力を拂はざるべからず。故にこゝに自己革新を説き以て修養に資せしめんとす。

要項

一、萬物は自然の力に由りて變化すれども人間は自己支配の權能を賦與せらるこの力を善用して古き自己を脱却して一層善美なる新しき自己を造るが自己革新なることを説く。

二人は現在の不完全なる狀態に満足せずして、一層善美なる狀態を實現せんと

務むるものなり。殊に青年は進取の氣象に富み向上の志望篤きか故に確乎たる決心だにあらば自己革新の難事にあらざることを述べ。

三、元來人間の欲望は無際限なれば過分の欲望を抱くは不可なりと雖も、之に反して小成に安んずるが如きは個人并に社會の進歩を害すること甚大なるを以て、自己の實力の及ばん限り高遠なる理想を立て日々修養を積み、絶えず自己を革新して其の實現に努力すべき旨を諭す。

四、自己革新の方法として、第一に自己現状を知り、之を理想に照し、以て鞏固なる意志を振起して、一步ノーリ理想に接近することに努むべく、即ち精進不斷の心を以て修養に勵むべきことを説く。

五、自己を革新するは社會を改良し、國家を改善するの基礎なることを示す。

参考

一、孔子曰、吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑、五十而知天命、六十而耳順、七十而從心所欲不踰矩。(論語、爲政)

二、哀公問、弟子孰爲好學、孔子對曰、有顏回者、好學不遷怒、不貳過、不幸短命死矣、今也

則亡、未聞好學者也。（論語、述也）

三、フランクリン十三德のことは第三卷第六課備考にあり。

四、孔子曰、我非生而知之者、好古敏以求之者也。（論語、述而）

五、子貢曰、君子之過也如日月之食焉、過也人皆見之、改也人皆仰之。（論語、子張）

六、中庸に曰く、君子之道闇然而日章、小人之道的然而日亡。

七、孔子曰、德之不修、學之不講、聞義不能徙、不義不能改、是吾憂也。（論語、述而）

八、孔子曰、君子病無能焉、不病人之不己知。（論語、衛靈公）

九、孔子曰、勤めて怠らざれば萬事に克つ。

Die unablässige Arbeit besiegt alles.

十、西諺に曰く、學習に終りなし。Man lernt nie aus.

十一、西哲曰く、今日改善せざる者は明日は更に悪化す。

Wer sich heute nicht bessert, wird morgen ärger.

十二、西哲曰く、惡を爲さるを以て足れりとせず、更に力の及ぶ限り善を行ふべし。

し。

Ce n'est pas assez de ne faire aucun mal, il faut encore faire tout le bien possible.

十四、西哲曰く、偉大なる人物となるは自ら統治し、自ら薰陶するによる。

C'est par la gouvernement et l'éducation de soi-même quel'homme est grand.

十五、隴を得て蜀を望むとは普書に「曹操謂人若無足既得隴望蜀」とあるより起れるものにして、これ司馬懿が曹操に對ひ、隴は既に得たれば進んで蜀を取らんと曰へるにつき曹操がかく評したるなり。

第四課 常識

目的　世に立ちて人と交り、事業を營み正善の道を行はんが爲には常識なかるべからず。故にこゝに其の修養を説きてその養成を圖らしめんとす。

一、常識とは世間普通の事物を知り、世態人情に通じ、公平なる觀察をなし、穩當なる判断を下し、適當なる處置を執ることなるを述ぶ。

二、常識が處事處世の上に必要なる所以を説く。

三、事業の經營は人を相手とし、社會に施す以上常識なくんば成功する能はざることを述ぶ。

四、徳を修め善を行ふことも常識によつて過なきを得ることを説く。

五、常識は社會國家の活動に裨益する所多大なるが故に、その進歩發展の上より見るも缺くべからざるものなることを述ぶ。

六、常識修養と教育との關係を述べ、小學教育が普通國民の常識を修養せしむる機關なるが如く、中等教育は中堅國民の常識を養成する所なることを説き各學課に勵精すべき旨を諭す。

七、常識養成法として、一般の人情風習に通ずること、社會の事物は何事によらず其の一般に通ずることに努むべきこと、又見聞觀察の際に精細綿密を期しそく、事物の表裏因果を究むべきこと、尙平生禮儀を守り言動を慎しみ同情、思慮の習慣を養成すべきことを説く。

八、常識は平凡に似たれどもその圓滿完全に發達せる所こそに偉大なる人格を成すものなれば、その修養の忽にすべからざることを戒しむ。

参考

一、西諺に曰く、一掬の常識は二斗の學識に値す。

A handful of common sense is worth a bushel of learning.

二、西哲曰く、凡ての階級を通じて承認され又流用し得る各自の良心を常識と云ふ。

La conscience individuelle, concue et transportée dans l'espèce entière est appellée le sens commun.

三、中學教育と常識。中學教育は一方より見れば専門教育を受くる階梯としてその豫備的知識を授くる所なれども、他方より觀察すれば、又實にその本領としては中學社會の國民として須要なる學識を授くる所なり。而して中堅國民としては社會一般の事物に關する知識と社會一般の事物を解する智力とを具ふること肝要なり。この點より觀れば中學教育は明かに中堅國民の常識を養成する機關なり。而して今日中學校にて課する各學課は主としてこの目的を達せんが爲なること言を唆たず。然るに今日の中學校にありては

寧ろその豫備教育としての方面に力を注ぎ、學生亦これを要求するが故に勢ひ學課に就きても自己の將來取らんとする専門の研究に應じて厚薄を立てるとする傾向なきにあらず。されどかくの如きは國民の常識をして偏頗ならしむるものにして、國家社會より考ふるも危險なる傾向と云はざる可からず。勿論個性の長短なき能はずと雖も能ふ限り生徒をして各學課に對して平等の研鑽を積ましむること緊要なるを覺ゆ。

四、常識と科學的知識。正確なる論理又は荒唐なる想像によりて影響せられざる普通一般人の實際上の意見及び見解が即ち常識なり。されば常識を缺くとは健全なる常識を有する人の當に有せざるべきからざる觀念及び思想を缺くことを意味するものにして、狂人又は白痴のことなり。されど常識には種々の程度あり。科學と常識とは種類の差にあらずして寧ろ程度の差なり。ハックスレーは科學は組織せられたる常識なりと云ひ、スペンサーは科學は常識の發達せるものなりと云へり。即ちこの見解によれば常識は日常生活の實用を充さんが爲に生ずるものなるを以て之を仔細に考察する時はその

五、觀察と見聞。常識の修養上最も重要なは見聞及び觀察なりとす。これに就て留意すべきは第一に見聞を廣め、觀察を廣くすること、第二に見聞し觀察する際には精細綿密に事の表裏と因果とを究むること肝要なり。第三に見聞し觀察せしことは少くともその中人間の生活に有用なるものは取りて以て我か知識となすことに心掛けざるべからず。而して第一の點に關しては讀書、交際、日常生活の間に目に觸れ耳に入り、心に影することはそのまゝに空過せしむることなく、よく注意して之を把握するを要す。孔子は「三人行必有我師焉」と云ひ、語にも「路傍の一草一木も我が師なり」と云へり。苟も人間生活に關係せることは之を知りて無益なるはなく、是より教訓を導き得ざるもののみを見ずしてその各方面に亘りて之を觀察考量せざるべからず、然らず

んば偏頗なる知識を得るに過ぎざるべし。即ち何事にても表裏なきものなく因果なきはあらざるを以てなり。尙見聞し觀察する所を悉く我が知識として之を把握することは頗る難しと雖も、少くとも人間生活に關して意義ある事物は能ふ限り之を我がものとなすを要す。禮儀作法等の知識も、諺に人の振見て我が振直せと云へる如く、他人の態度を觀察する間に自ら得る所あるべく、又人情に關しても、人心の向ふ所を精細に觀察すれば人情の機微自ら明かなるに至るべし。

第五課 活動

目的 青年時代は進取の氣象に富み活動の元氣旺盛なるを以て、この時期を善用してよく心身を修練し、一は以て將來の準備たらしめ、一はこれによりて勤労を厭はずしてよく活動する習慣を養成せしめんとす。

要項

一、活動は生物の生命なり。

二、故に活動の多少は即ち生物進化の程度を表示するものなることを説く。

三、人類は生物進化の絶頂に位するが故にその活動は最も多く分化し且活潑なり。又同じ人類の中にありても、文野の異なるに従つて活動の程度を異にし、尙同じ文明國民の中にも教育及修養の程度異なるに應じて活動に差等あることを述ぶ。

四、活動の價值を定むる標準は第一に其の分量の多少及び分化の程度にあり、第二にその方向の正善なるか邪惡なるかにあり。故に吾等は多量且多様にして然も正善なる活動を營まんか爲に今よりその心掛を以て心身の修練に努めざるべからざることを説く。

五、活動の眞價は吾等をして理想を實現せしむるにあり。されど理想を達せんが爲には永續せる活動を營まざるべからず、それが爲には堅忍持久して活動を以て終始するの覺悟なかるべからず、かくて眞に價值ある生活を送らんことを期すべき旨を諭す。

参考

一'易日、天行健、君子以自彊不息。(易上象傳)

二'西諺に曰く、天は自ら助くるものを助く。

Heaven helps those who help themselves.

三'西哲曰く、勞作は人生を愉快ならしむ。

Arbeit macht das Leben süß.

四'西哲曰く、人の眠れる間に不幸は醒めてゐる。

Das Unglück wacht, während der Mensch schläft.

五'西哲曰く、一匙の行動は一樹の勘考に勝る。

Ein Löffel voll That ist besser als ein Schaffel voll That.

六'西諺に曰く、先づ商量せよ、而して断行せよ。

Erst wiegts, daun wagts.

七'西哲曰く、秩序は總ての仕事の精神なり。

Ordnung ist die Seele aller Arbeit.

八'西哲曰く、今日出來る事を明日に取つて置くな。

Spar' nicht auf morgen, was dn heute kanust.

九'西諺に曰く、不斷の點滴は石を穿つ。

Steter tropfen höhlt den Stein.

十'西哲曰く、徳は力に勝つ。

Tugend überwindet Gewalt.

十一'西哲曰く、練習は名手を作ら。Übung macht den Meister.

十二'西哲曰く、空言と仕事とは懸け離れて居る。

Von Worten zu Werken ein weiter Weg.

十三'西哲曰く、路を誤らば何程走るとも往なし。

Was hilft laufen, wenn man nicht auf den rechten Weg ist.

十四'西哲曰く、人を苦しめる人を教へ。

Was wehe thut, das lehrt.

十五'西哲曰く、階梯に攀ぢんとせば最下の段より始めよ。

Wer die Leiter hinauf will, muss bei der untersten.

十六、永續的活動。善美にして偉大なる成果を收めんとせば永續的活動を以て主眼とせざるべからず。古來偉人の成したる有形無形の功業は皆永續的活動の賜ならざるはなし。ニュウトンが引力の法則を發見せるが如きも、永く天體の運動につき解決すべからざる問題に逢着し、これを解かんが爲めに研究考察を費したる結果にして林槍の落下は解決に機會を與へたるにすぎず。ダーウィンは三十餘年の研鑽を積みて進化論を發表するに至り、ワットの蒸氣機關の發明は三十年の苦心によりて成り、又賴山陰が日本外史の完成は二十餘年の刻苦勵精の賜なり。されば學生をして永續的勤勞の習慣を養成せしむること肝要なり。

第六課 社會

目的　社會は人の共同生活にして個人と密接不離の關係を有するものなればこそに社會の何たるかを説明し、之に對する吾人の本分を知らしむることを主眼とす。

要項

- 一、社會は人間の社交性と相互の福利を計らんとする所より生成せしものなることを説く。
- 二、社會はその範圍の廣狹に一定の界限あることなく、小は郷黨より大は世界萬邦に至り、その中鞏固なる組織を有するものが國家なることを述べ。
- 三、人は社會の中に生長し生活し、その生存上社會と寸時も離るべからざるものにして、共同の利害關係を有することを説く。
- 四、吾等は社會より享くる恩恵の廣大なることを説き、これに報ひざるべからざることを諭す。
- 五、元來個人の利害と社會の利害とは相背反するものにあらずと雖も、單に物質上より觀れば、個人一時の利害は社會永遠の利害と必ずしも常に一致するものにあらず。而して個人の利害と異り社會の利害は關係する所廣大にして且永續するものなれば、個人の利害を捨て、公に奉するの精神なるべからず。

然もこれ實に個人を社會に推讓して永遠の生命に參する所以なれば、吾等はこの公共的精神を發揚せざるべからざることを説く。

参考

一、アリストートル (Aristotle B. C. 385-322) はプラトーンの弟子にしてソクラテス・プラトーンと共にギリシャの三哲と稱せらる。又大王アレキサンダーの師として知らる。その學プラトーンより出づと雖もプラトーンの理想主義に對して寧ろ經驗を尚び、從つて科學的研究に進み、諸種の科學研究の端緒を開きぬ。形式論理學を大成し、政治學、倫理學の研究に於てもギリシャの思想を完成せしは不朽の功と謂ふべし。

二、ハイド曰く、人は自ら社交的生物なり。社會を離れて考ふる時人は既に「人」にあらざるなり。若し自ら欣んで獨居する者ありとせば、そは猛獸又は神なり。人が他人との關係より獲来る總てのものを人より除去するは取りも直さず衷心の親切、哀憐、同情、忠節、信仰、感謝乃至勇氣の一切は人より除去することを意味す。是れ人をして正に禽獸の群に入らしむるものなり。(實踐倫理十四章)

三、ハイド曰く、個人は常に社會の一員として生長し活動するものなり。蓋し子にあらず、兄弟にあらず、良人にあらず、隣人にあらず、將た市民にあらず、又友人にもあらざる「人」は得て想像すべからざればなり。此の如き「人」を考へんとするは、恰も大さなく、又面積なく、色なき石を考へんとするにも似たり。(前同上)

四、ハイド曰く、公共的精神は個人の胸に宿り居る社會の生命なり。吾人は社會に屬し、而して社會は又吾人に屬し、社會の利害は則ち吾人の利害なり、社會の罪惡は是れ吾人の罪惡にして、乃ち吾人の矯正せざるべからざるもの、社會の權利は是れ吾人の權利にして、乃ち吾人の寄殊せざるべからざるもの、社會の損害は是れ吾人の損害にして、乃ち吾人の辨償せざるべからざるもの、社會の祝福は是れ吾人の祝福にして、乃ち亦吾人の當然享くべきもの、凡そ此の如き認識は是即ち公共心なり。(實踐倫理、第二十章)

五、ハイド曰く、社會を渾一體とし、而して自我を其渾一體の一體として觀することを爲さず、之を社會より區別し、又分離せしめて考へ、而して其分離せしめたる自我の利害を以て偏へに自己動作の目的と爲すこと、是れ往々にして陥り

易き誘惑なり。此誘惑は即ち利己なり。是れ些少なる私的個人的利害を旨とする個人我を社會秩序てふ廣大なる公共的利害の上に立つ社會我以上に置かんとするに於て起り来る。(前同上)

六、社會の恩。佛教にては父母國主天地の恩と衆生の恩即ち社會の恩を併せて四恩と呼べり。吾人は社會より物質上並に精神上の資を得て物心兩界に亘れる吾人の生活を營爲す。而して物質上社會より享くるものに對しては金錢を以て償ふと雖も人が膏血を絞りて發明し、製作し、耕作せるものに對して單に金錢上の償を爲したりとて一切を報ひ得たりと云ふべからず。他人が生命を消費して吾人に與ふるものに對して吾人も亦自己の心血を注いて報ぜる所なかるべからず。况んや精神的の資に於てをや。吾人の精神生活の資をなす所の精神的文化は一として社會の恩惠に由らざるはなし。即ち吾人が内外の生活を營み得るは偏に社會の賜に依らずんばあらず。されば吾人も亦自己の性能に應じて有形無形の財を作り以て之を社會に報ゆるの道を講ぜざる可からず。かくしてこの人たる道にも叶ひ、又社會の進歩を促進

してその幸福に與るを得るなれ。

第七課 協同と競争

目的 協同と競争とは社會の進歩を促す二大要件なればこゝにその意義を説きその心得を授けて社會に貢獻せしむることを主眼す。

要項

一、個人と社會とは密接不離の關係を有するが故に、社會の進歩を企圖するは社會に對する吾人の本務なるのみならず、之に由て吾人自身の進歩が助成せらるゝを以て、吾人は奮つて社會進歩の爲に盡瘁すべきものなることを説く。
二、社會の進歩を圖らんが爲には先づ衆力を集中するを要す。これ即ち協同の必要なる所以なり。されど個人の力微弱ならんか、協同も善美なる成果を收むること能はず。而して個人の力を増進する道は競争にあり。即ち協同と競争と相俟ちて社會の進歩を促進し得るものなることを説く。
三、社會の進運に伴ひ、協同の必要益々多きを加へ、各種の事業何れも協同の經營

に移ることを述べる。

四、協同を全ふせんが爲には第一に公共心なるべからず。次に必要なは寛容及び規律の精神なり。是等は協同に缺くべからざる要件なることを説く。

五、人口の増殖と文明の進歩とが各種の競争をして激甚ならしめたること及び今後個人並に團體の競争は益々激烈の度を加ふべきことを説く。

六、他に勝たんとする所の競争心を恣に發揮せばその手段を擇ばざるに至り、その結果自他を害するものなるが故に、之を避けざるべからず。眞の競争は自他の進歩發展を目的とするものならざる可からず、この目的を達せんが爲には無益の競争を避けて各自の最善を盡すことを眼目とせざるべからず。されば吾等は體力、智能、德力を涵養して我が最善を盡し以て社會の進歩に貢献せんことを心掛けざるべからざることを論ず。

参考

一、大學に曰く、一家仁一國興仁、一家讓一國興讓、一人貪戾一國作亂。

二、語に曰く、國以人爲本、人安則國安。

三、荀子曰、得衆動天。

四、說苑に曰く、仁者好合、人小人者好離人。

五、孟子曰、仁者無敵。(梁惠王上)

六、左傳に曰く、聖人與衆同欲、是以濟事。

七、孟子曰、小固不可以敵大、寡固不可以敵衆。(梁惠王上)

八、書經に曰く、爲善不同、同歸于治、爲惡不同、同歸于亂。

九、說苑に曰く、大道容衆、大德容下。

十、莊子曰、力不足則僞、知不足則欺、財不足則盜。

十一、孟子曰、天下之本在國、國之本在家、家之本在身。

十二、西哲曰く、利己心は他の生存を奪うて己れの生活の料とする惡鬼の徒なり。

十三、西哲曰く、唯一人に對して爲されたる不義も總ての人を危くす。Une injustice

ce faire à un seul est une menace faite à tous.

十四、西哲曰く、勝て驕らざるものは再び勝つ。

• He conquers a second time, who controls himself.

十五、西諺に曰く、共同は力なり。 Union is strength.

十六、西哲曰く、汝の爲す何事にも全力を盡せ。

Quoi que tu fasses, fai sede tou mieux.

十七、ポーブ曰く、秩序は天の第一法則なり。

Order is heaven's first law. Pope

十八、徳川家康曰く、勝つことのみ知りて負くることを知らざれば禍其身に及ぶ。
十九、西諺に「目的は手段を擇ばず」と云へり。これは危険なる教訓なり。競争の際只管勝を制せんとせば勢ひ手段を擇ばざるに至る。されど不正なる手段は決して目的の正善なるが爲に許さるゝものにあらず。况んや單に自己の勝利を占あんが爲に不正なる手段に出づるが如きは全く利己的動機より起る惡行として極力排斥せざるべからず。加之かくの如くにして假令一時勝利を占むることありとも、かゝる勝利は單に醜惡なるのみならず、遂に社會の排斥を被るに至るや必せり。この點に關しては充く學生の反省を促すこと肝要なり。

注意 本課教授の際は第二卷公正、公共心、第三卷最善を盡せの諸課を参考せらるべき。

第八課 勤 儉

目的 勤儉は之を小にしては一身一家の生活を維持し、大にしては國家社會の富強を圖り、その文化を促進するに缺く可からざる要道なるを以て、その美風を養成せしむることを主眼とす。

要項

一、生活上の獨立は社會に生存する者の第一要件なり。かくて人は初めて社會に盡すことを得べし。されど生活上の獨立を得んが爲にも又社會に盡力せんが爲にも相當の財なかるべからず、これ勤儉の必要なる所以なることを説く。

二、餘財を得んが爲には職業に勉勵すると共に、之に由て得たる所を蓄積するを要す、これが爲には儉素ならざるべからず、即ち勤勉、儉素、貯蓄に務むることが

勤儉の本義なることを述ぶ。

三、我が國は國力未だ充實せざるにも拘らず、國民の勤儉遠く歐米の別強に及ばざるは甚だ寒心に堪へざる所されば一身一家の爲のみならず、國家の爲に勤儉の美風を養成せざるべからず、畏くも先帝陛下は戊申詔書を下して之を勵奨し給へり、國民たるもののは聖旨に奉答する所なかるべからざることを諭す。

四、勤儉の心得として、第一に職業に勉勵すること、生活は必ず收入以下となす事餘財を得て貯蓄すべきことを説く。

五、獨逸國民の勤儉を述べて我國民の戒となす。

六、我が國は東洋唯一の先進國として國富の充實を計るにあらずんば、帝國の使命を果す能ず、故に國民たるもののは深く覺悟して勤儉の美風を養成して國力の充實を圖らざるべからざることを説く。

参考

一、語に曰く、衣食足りて禮節を知る。

二、諺に曰く、入るを計りて出づるを制す。

三、孟子曰、有恒產者有恒心、無恒產者無恒心。(滕文公上)

四、語に曰く、大富則驕、大貧則憂、憂則爲盜、驕則爲暴。(繁露)

五、語に曰く、義勝欲則昌、欲勝義則亡。(六韜)

六、管子曰、事者生於慮、成於務、失於傲。(乘馬)

七、孟子曰、士窮不失義、達不離道。(盡心上)

八、福澤諭吉曰く、自ら勞して自ら食ふは人生獨立の本源なり、獨立自尊の人は自労自活の人たらざるべからず。(修身要領三)

九、松平樂翁曰、勤儉、是治生第一法。

十、西諺に曰く、負債は人を殺す。Schuld tötet den Mann.

十一、西諺に曰く、用を節するは收得よりも大なる術なり。

Sparen ist grössere Kunst als erwerben.

十二、西諺に曰く、一錢を貯ふるは一錢を得るなり。

A penny saved is a penny earned.

十三、浮田和民氏曰く、新道徳は貨幣に對して相當なる尊敬を表すべきことを要求する。固より貨幣は方便であり道具であるからして之を目的とすべきものではない、人格が目的とならなければならず、主とならなければならぬが併しながら其人格の實現をなすに最も必要なる器である以上は貨幣を取扱ふことは最も貴き業務として之を尊敬し此貴き業務に從事するには又貴き人格を要することにならねばならぬ。貨幣を賤しいものと思ふから貨幣を得る手段も卑劣になつて来る。貨幣を貴きものであると考れば自然に貨幣を得る手段も亦正しき方法に據らなければならぬ事になつて來るのである。武器は武士の魂であつた如く、今日貨幣は獨立自尊の鏡と云ふべきである。……然るに舊道德は動もすると絶對的に貨幣を輕蔑するの傾向があつて其結果經書などにも往々絶對的に貨幣を賤しげやうな言葉が載つて居る、例へば「財を慕ふは諸々の惡事の根なり」と聖書の中に書いてあるが、儒教佛教に於ても同様此弊があるのである。固より貨幣を好む事が隨分甚しくなつて人生の方便たるべきものを目的とするやうになり、それが爲めに種々なる人間

に害悪を生じ居ることは事實であるが、貨幣を好むを以て絶對的に惡の本とする譯には行かない。殊に今日は分業の世の中であるからして、商工業に從事して今日の如く國際的に競争する場合に當つては或る人は貨幣を得ることを以て其業務の目的とすることは差支ないのである。……唯之を以て人類の絶對目的となすと云ふことは誤りと云ふべきである。

(新道徳論一二七頁以下)

注意 本課は戊申詔書の衍義と見るべきものなれば、本課教授と前後して戊申詔書の大意を了解せしむることを要す。

要項

一、公益を圖りて社會の進歩を促すは共同生活を爲す者の當然盡すべき本務な

ることを述べる。

二、公益を爲すの道は各自その從事する業務に盡瘁するにあり。殊に社會の進歩と直接に關係ある業務に携る者はその任務の重大なることを自覺して奮勵すべきことを説く。

三、社會の利益と自己の利益とは相伴はざることあり。或る職業はその受くる所その勞に酬ひざることあり。されど自己の利益と勞力とを社會の爲に捧ぐることは人生に於ける高尚なる努力なることを示す。

四、人は其地位才能資産に應じて社會に盡す道を異にすと雖も、社會の各員は互に之を援助して其の成功を達せしむることを要することを述べる。

五、公共事業に當りては小異を捨てゝ大同に就き、無益の競争を避けて事業の完成を期し以て社會に於ける効果を大にすべきものなることを説く。

参考

一、孔子曰、志士仁人無求生以害仁、殺身以成仁。（論語、衛靈公）

二、明治天皇御製、夏の夜もねざめがちにぞありしける世のため思ふこと多くし

て。

三、ハイド曰く、教育、慈善、感化、社會改善等の如き更に大なる社會的目的にありては、多數の個人が同一の企業に等しく協力すること必要なり。個人が獨力經營すること能はざるかゝる大なる公共事業に對しては喜んで之に應分の時間、金錢乃至勢力を義捐することは吾人の社會的義務の重要な一部なり。凡そ公益問題即ち邪惡に對して、公衆の義憤を喚起し、而して之を以て正義の勵行を有効ならしめんとする努力、公衆を社交によりて和合せしめんとする努力、教育の便宜を普及せしめんとする計畫、有徳なる貧民の救助、住に家なき孤兒の保護の方法、惡弊、罪惡及び不節制を堅實に豫防せんとする運動、此等の爲には吾人は之を宛然自己一身の事と同じく出來得る限り、聰明なる注意鋭敏たる利害の念、熱烈なる愛の力を之に傾注し、而して自己一身の嗜好乃至便宜を犠牲に供して確乎不拔の行動に出づべきなり。（實踐倫理第二十章）

四、ハイド曰く、大なる雅量を以て公安を尊重すること、社會狀態の改善の爲に喜んで助力を與ふること、災難を救濟し、衛生狀態を改良すること、教育、道德を進

歩せしめ、弱者の爲に不測の誘惑を排除し、若くは夕暮小閑を有する人の爲に圖書閲覽所を設け、乃至同一趣味、同一職業の者を聯結する爲に弊害なき集會所を創むる等の事業に其の勞力、勢力、乃至時間金錢を喜んで貢献する舉の如き是れ公共心の徵驗にして即公德の表彰なり。（前全上）

五、二宮金次郎尊徳は相模國足柄郡柏山の人なり。少き時母を亡ひ一年を経て父亦失せて残るは一人の弟のみ。その家貧にして活計も立ちかねば弟をば母方の親類にあづけ、金次郎ひとり家に止りて耕作を始め、僅に其身を養ひたれども、心懸よき少年なりしかば、兎角して書籍、筆硯等を求め、家業の暇には讀書、習字を勵みたり。金次郎はかく貧苦の間にありながら人の爲に盡さんことを常に志したり。嘗てその村に道路の普請ありて、人々より人夫を出す。尊徳も人夫となり、多くの人にまじりて砂を運び土をならしなどして居たれども、人並のことも爲し得ざれば、何か我力に及ぶほどの仕事をして普請に出づる人々を助けんと思ひ遂に一工夫して、夜なく草鞋を作り、これを普請の場所に持行き、破れたる草鞋をはきたるを見れば、その携へたるものと與へて

はきかへしめたれば、人々大に助を得て、深く其心懸を賞めたりと云ふ。又十二三歳の頃子守に雇はれ、一年の後季満ちて家に歸れり。然るに夜に入りて母の許に着きければ母之を怪み、何故にかく遅かりしかと問へり。金次郎答へて云ふやう「今日主家を辭し、二百文の錢を貰ひ歸り来る途中松苗商に遇へり。時に日將に暮れんとするも尙其の携ふる所の苗を賣り盡す能はざるを見、心私に憐みの情に堪へざりき。兒思ふに今二百文の錢を我家に持ち歸ればとてさしたる助けとなるにあらず、此の錢にて松苗を買ひ、年々河水溢れて困難する酒匂川の堤に植付けなば他日成長して一かどの防ぎとなり、幾分か近傍の畠を荒すことも少からんと思ひ、二百文にて百株の松苗を買ひ、それより馳せて酒匂川の水上に到り、植付けをなして來りし故斯くは遅くなれり」とて之を賞せりといふ。爾來彼は人の爲世の爲に一身を捧げて盡瘁することを生涯の志とし、生長の後は開墾、治民その他各種の公益事業に努力して一生を終れり。

第十課 社交

目的 人は社會の中に生活するものなれば廣く世人と交際せざるべからず。故にこゝに社交上の心得を説きて修養に資せんとす。

要項

一、社會の一員として生存する以上は他人と交際せざるべからざるが故に、交際の道を守るは重要な本務なり。而して交際の道とは信實公正及び親愛にあることを説く。

二、交際の道の第一は信實なり。人々互に相信頼して交際するを得るは偏にこの信實あるが爲なることを述べ。

三、虛偽詐謀は人の信用を失ひ遂に世に立つ能はざるに至るものにして、信實は共同生活に於て一日も缺くべからざる德義なることを説く。

四、信實は特に守約に於て重んすべく、又よく然諾を重んぜんが爲には約束を結ぶに當りて事の正邪、利害能否を顧みざるべからざることを述べ。

- 五、人々互に相犯す時は安んじて社會に生活すること能はず。故に公正は各自が獨立自由を享有せんが爲に缺くべからざるものなれば、他人の身體、財產、名譽、信用、自由を尊重すべき旨を述べ。
- 六、社會を圓満ならしむる爲には親愛の情なかるべからず。同情、仁愛の心ありて初めて人とよく和親するを得ることを説く。
- 七、最後に禮儀作法が社會の秩序を維持し人々相互の和親を圖る爲に必要なることを述べ。

参考

- 一、信實に關しては第一卷第十課言語動作の備考参照。
- 二、公正に於ては第二卷第十七課備考参照。
- 三、親愛に關しては第二卷第十三課親切及び本卷第十一課博愛の備考参照。
- 四、禮儀作法に於ては第二卷第十三課禮儀の備考参照。
- 五、貝原益軒曰く。有子曰信近於義、言可復也(論話、學而)といふ意は人に約して其の言をたがへじと思はゞ初約せんとする時、其人のいへること義か不義かを顧

るべし。義にかなはゞ約すべし。義にそむかば約すべからず。かくの如くすれば其約違はずして言ふむべし。言をふむとは約したる言をふまへて首尾ちがはざるなり。是れ信を失はざる道なり。(五常訓、卷五、信)

六、諺に曰く、親しき中にも禮義あり。

七、シェークスピア曰く、實なき友あらんよりは寧ろ敵あれ。

Better foes than hollow friends. Shakespeare

八、西諺に曰く、己れの樹を以て人の穀物を計る勿れ。

Don't measure other people's corn by your own bushel.

九、西諺に曰く、怨して悔れよ。Forgive and forget.

十、リチャードソン曰く、食物に香味と調味との必要なるが如く、友情は人生の香味と調味となり。

Friendship is the balm as well as the seasoning of life. Richardson

第十一課 博愛

目的 博愛の精神は人性の最大美質にして、社會道德の根柢なりこれに基きて他人の不幸を救ひ、幸福を増進せしむるものは是れ即ち博愛なることを説く。

要項
一、愛情は人性の最大美質にして、社會道德の根柢なりこれに基きて他人の不幸を救ひ、幸福を増進せしむるものは是れ即ち博愛なることを説く。

二、博愛は近きより遠きに及ぼし、親しきより疎きに及ぼすべきものなることを述べて厚薄先後を誤ることなからしむ。

三、博愛慈善は刻下の急を救ふのみならず、不幸を免れしむるが如き積極的方法を講じ、天下後世の爲に永く仁德を胎すことに留意すべき旨を説く。

四、國運の隆昌に伴ひ我が帝國は朝鮮その他に新同胞を得たり。是れ等しく帝國の臣民たるものなれば吾人は親しく之と交り決して疑懼の念を生ぜしむべからざることを述べる。

五、博愛の道は單に國內に於て實踐すべきものなるのみならず、人類一般に對しても此の本務を盡さざるべからず。これ即ち人道なることを説く。

六、尙進んで吾人はこの心を擴充して萬有に對しても慈悲の精神を持せざるべからず、これ實に美しき人情の流露なることを述べ。

参考

一、孟子曰、仁人之安宅也、義人之正路也。（孟子、離婁上）

二、孟子曰、仁則榮、不仁則辱。（公孫丑上）

三、孟子曰、仁人無敵於天下。（盡心下）

四、孔子曰、仁者莫大乎愛人。（家語）

五、戰國策に曰く、聖人無積盡以爲人、己愈有、既以與人愈多。

六、孔子曰、君子學道則愛人。（論語）

七、孔子曰、夫仁者己欲立而立人、己欲達而達人。（論語、雍也）

八、孔子曰、仁安遠乎、吾欲仁、仁斯至矣。（論語）

九、韓愈曰、博愛之謂仁、行而宜之謂義。（原道）

十、保罗曰く、愛は寛忍をなし又人の益を圖るなり、愛は嫉まず誇らず、驕傲らず、非禮を行はず、己の利を求めず、輕々しく怒らず、人の惡を思はず、不義を喜ばず、

真理を喜び凡そ事包容凡そ事信じ凡そ事望み、凡そ事忍なり。（新約全書、コリント前書十三章）

十一、保罗曰く、それ信仰と望と愛と此三の者は常に在るなり、此の中最も大なるものは愛なり。（前同上）

十二、バウルカン曰く、吾人の行爲は人の獨立を妨げ若くは之を弱むべからず。然らずんばそは慈善たるを得ずしてたとひ善意に基けるに拘らず惡行となる。元來扶助の目的は扶助そのものを無用ならしむるにあり。

（倫理學大系八〇〇頁—八〇一頁）

十三、バウルゼン曰く、個人の間に存する如何なる關係に於ても眞の慈善の任務は根本的に異なるものにあらず。其本來の目的は常に人をして自主獨立以て己が力により己が進路を辿るを得るに至らしむるに由つて達せらる。此事たる殊にあらゆる經濟上の保護の場合に真なり。經濟上の保護の任務は扶助の必要を除却するにあり。（前同上）

十四、バウルゼン曰く、何人も其好意と有力なる同情とに對して特殊の要求を有

する者即ち兒子、親族、奴僕、傭人、隣人、同居者等に關係するものにして、人の有する能力及び所有は先づ第一に是等の人々に屬するものとす。若し人己が財産を他人及び乞丐に與へ或は慈善事業に投じ、家族をして飢餓に泣かしめ若くは母たるもの慈善會に斡旋して牛耳を取り其子を抛棄して顧みるなくば、吾人は之を判断するに溫和手段を取らざるべし。吾人は云はんとす。先づ己が責任を盡くし、然る後他人に對して功勞を致すべし。先づ特殊の本務を盡くし、然る後爾餘の任務を求むべしと。いはゞ家族朋友等特殊の關係によりて仁愛の流は一定の水路に限られ、之に沿ふて滾々流れて止まず。以て兩岸を豊かにす。(倫理學大系八〇二頁)

十五、バウルゼン曰く、他人の福祉を顧みよといふ仁愛の本務の公準は下の如く制限し補遺せざるべからず。曰く、己が生活上の任務を等閑にせず、個人及び社會に對する特殊の關係より生ずる特殊の本務を無みせず、而して他人の生活の獨立を妨げざる限りに於て之を爲せと。(倫理學大系八〇三頁)

十六、バウルゼン曰く、眞の仁愛は先づ他人の困難の原因を知悉せんとす。困難

の原因に就て見解なくんば他人の扶助は全く不可能なり。猥りに爲す施興は猶ほ庸醫の如し。庸醫は病の由て來る所を究めずして萬能藥を盛る。不注意なる慈善は其實惡行なり。(倫理學大系八〇五頁)

①十七、ハイド曰く、禽獸に對する不人情は轉じて人性を禽獸化せしむるに至る。若し吾人にして思ひ遣りと親切の心とを以て禽獸を吾人、人間の同情に溶せしむること、若くは禽獸の吾人と通有せる權利と感情とを相當に承認し遣ることを嫌はんか。此不人情の心は自ら吾人を將て正に彼等と同じ蓄生界に墮し行く可し。總て動物に加ふる慘酷なる打擲は延いて以て吾人の無情なる心に醜惡なる痕跡を留むるに至らしめ、而して遂に吾人の同胞に對する溫良親切なる同情の性能を害し且つ破壊するに至る。(實踐倫理第十三章)

十八、仁愛の普遍性。眞の仁愛は人に對しても果た萬有に對しても異る所なし。機會だにあらば必ず流露せんば止まざるものなり。故に人を愛する者は又よく物を愛し、物を愛する心の存するものは又必ず人を愛す。リンク・カーンは曾て溝中に陥れる豚を見て少しく行き過ぎしが、憐愍の情禁ずる能はず、立

歸りて之を救ひあげたり。この心はやがて彼をして奴隸解放を斷行せしめしなり。又ナイナングークは幼より飼犬の負傷を治療し遣り、或は僕婢の疾病を慰めることに意を用ひしが、この心を發揚して他日クリミヤの野に傷病兵を介抱し以て赤十字社の基となせるなり。

第十二課 皇位及び皇室

目的 皇位は國家統治の大權の存する所にして、皇室は皇位に即かせ給ふ天皇の御家なり。されば皇位及び皇室は我が帝國の存立する所以の太源なり。故にこゝに皇位及び皇室を説明して之に對する臣民の本分を明かにせんとす。

要項

- 一、神勅を示し、我が皇業の基礎の悠久なることを述ぶ。
- 二、皇位は國家統治の大權の所在にして、我が國家は最高最貴の皇位の下に其の存續を完ふするものなり。加之我が皇位は萬世一系にして、世界に其の比を見ざるものなることを述べ。

- 三、皇位は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に傳ふるものなることを皇室典範に依りて説明す。
- 四、皇位の神聖にして犯すべからざることを述ぶ。
- 五、皇室は天皇の御家にて、その御一族を皇族と申し奉ることを述べ、皇族の尊稱を示す。
- 六、我國の皇室は君主の皇室にして又國家の皇室なり。即ち皇室と國家とは一體にして分つ可からざる關係を有し、世々の天皇臣民を愛撫し給ふこと父母の子孫に於けるが如く、父臣民が天皇陛下に對するは父母に對すると異ならずして、忠孝一途に出づることを説く。
- 七、我國今日の發展は皇祖皇宗の威徳の致す所又忠孝の教は皇祖皇宗の御遺訓なれば、國民たるものは御遺訓を守りて皇運を扶翼し奉るべきものなることを諭す。
- 八、天皇及び皇族に對する敬禮を示して臣民としての禮法を教ふ。

参考

一、我が大日本帝國は萬世一系連綿として絶ゆることなき。皇祖の直系之を統治し給ふ。此の至尊至重なる皇位に關して憲法は宣明して曰く。

第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す。

第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇太子孫之を繼承す。

二、皇室典範に定めらるゝ處に曰く、

第一條 大日本帝國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す。

第二條 皇位は皇長子に傳ふ。

第三條 皇長子在らざる時は皇長孫に傳ふ。皇長子及其子孫皆在らざる時は皇次子及其子孫に傳ふ、以下皆之に例す。

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざる時に限る。

第五條 皇子孫皆在らざる時は皇兄弟及其の子孫に傳ふ。

第六條 皇兄弟及其の子孫皆在らざる時は以上に於て最近親の皇族に傳ふ。

第七條 皇伯叔父及其の子孫皆在らざる時は其の以上に於て最近親の皇族に傳ふ。

第八條 皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし、庶を後にし、長を先にし幼を後にする。

是れ實に神聖なる我帝國の皇位に就きての明文なりとす。我國の歴史は三千年の久しき殆んど常に此の精神によりて皇位の繼承を爲し給へり。斯くの如くなるを以て我國に於ては君臣の分明かなること誠に萬國其の比を見ざる所なり。吾等國民たるもの皇位を尊重することの最大至高の本務たり果た光榮たることを深く了知せざるべからざるなり。

三、皇室とは 天皇陛下の御一族を稱じ奉る。抑々我國は太初に溯れば一の皇家より漸次發達し分歧し以て今日に至れるものにして國民の家族は 皇室を以て其の大宗家と仰げるなり。されば畢竟同一系統の膨脹發展せるものなりと雖も皇祖の嫡流たり正統たり最中心たる至純至粹の血統に亘らせらるゝ御方が即ち我 皇位に昇らせらるゝものにして、かくて歴代の 陛下を

中心として皇室は存續しますなり。

即ち皇統一系萬代不易なるを以て隨つて皇室も全く萬代不易にして是れ實に我が帝國の中心中核なりとす。故に國家と皇室とは其の名を異にするも其の實は同一なりと云ふを得へし。

四、我が皇室は君主の皇室たると共に又實に國家の皇室なり。我が帝國は血族の關係よりして成立せるものにして一家を擴張したるものは實に我が大日本帝國なりとす。されば皇室は我等國民の大宗家にして又實に國家それ自身なり。勅語に「義勇公ニ奉ジ」と仰せらるゝ此の「公」は「オホヤケ」と判じ「オホヤケ」とは即ち「大家」なり。大家は宗家なり。されば此の「オホヤケ」は國民の大宗家たる皇室を指し奉るものと見るを得べし。而して他方より之を見れば公は即ち國家としての公共の意味なること亦明なり。即ち義勇公に奉ずてふ一語の中に皇室に對し奉るの意と國家に對するの意と兩意並び存せり。是れ吾人がさきに皇室に對する本務は實に國家に對する本務なりと斷言せる所以なり。而してこれやがて我國體の基礎を爲すものなり。

第十三課 國家及び國體

目的 國家及び國體を説明して之に對する臣民の本分を悟らしむることを主眼とす。

一、人は孤立して生活すること能はず、こゝに家族、社會生じ、社會はその安寧幸福を完ふせんが爲に國家を形成するに至ることを述ぶ。

二、國家とは一定の領土に據れる一定の民族が獨立の統治權によりて統治せらるゝ團體の謂にして、就中統治權は國家の生命の係るものなることを説く。

三、我國にては皇室ありて後に國家あり。又上に萬世一系の天皇ましまして至仁至慈を以て萬民を率ひ給ひ、下には概ね祖先を同じうせる大和民族ありて誠忠以て國家を擁護せり。故によく上下心を一にして國威の宣揚に努め以て今日の隆昌を致せることを述ぶ。

四、統治權の所在によりて國體の別を生じ、その一人に存するものは君主國體にして、一般人民にある時は民主國體なることを述ぶ。

五、我國は主權行動の形式、即ち政體に變遷ありしと雖も主權の所在に至りては建國以來不易にしてかく萬世一系の天皇の君臨ましますことは實に萬邦無比の國體の基本なることを説く。

六、國體は之を廣義に解すれば一國家が他の國家と異なる所以の特色をいふ。國家の特色は政治、慣習の上に止らず、道德の上にもあり。而して我國民道德の特色は忠孝の一本と忠君愛國の一一致とに存し、これを發揮するは國民の本分なることを諭す。

参考

一、國家と社會。

イ、國家は一定の地域を領し、獨立の主權に統治せらるゝ一定の民族といふ。

ロ、社會には一定の地域なく、一定の人民なく、又之を統治する主權なし。

ハ、國家の臣民はその大多數は同人種にして言語、風俗、習慣を同じうし、且永き歴史を有す。

ニ、從て國家は新來の臣民を同化する力を有す。

ホ、國家の主權は國家行動の中心にして、之に對しては何物も抵抗すること能はず。

ヘ、主權の命令は絶對的にして、臣民はその命令に絶對に服従せざるべからず。

二、國家の目的。國家は個人の如く人格を有し一定の方針によりて活動するものにして、その目的とする所は内は文化の進歩を圖り以て國民の安寧幸福を増進し外は國權を伸張し以て國威を宣揚するにあり。

此の目的を達せんが爲に國家は内に臨みては法律命令を發布し、百般の事業を經營し、外に對しては外國と交渉し、條約を結び、國交を厚くする事に努力す。三、我が國家の成立上の特色。世界に獨立を標榜せる國家その數頗る多しと雖も、それ等諸外國にありては君臣の關係大に我國と其趣を異にせり。彼にありては君主に先ちて人民あり。若くは今日の君主の前には別統の君主あらざるはなし。抑も國家は其の始源を尋ねば一の家族生活より發達したるものなり。されば各國共、血統を等しくし、各家族互に宗家末家の關係を維持したる時世ありしに相違なしと雖も、漸くにして家族相互間に勢力上の競争

生じ宗家が支配權を有するを得ざるに至りて多くの國家は君臣の關係全く混亂し終れり。これ所謂種族國の末路なり。これより以降は系統また屢变革ありしを以て今日の人民の祖先が今日の君主の祖先と必しも君臣の關係を有せざりしなり。然るに我が帝國に於ては事情全く之と異なり、君臣は太古其の祖先を等しくしたる宗家末家の關係を明瞭に持續して以て今日に及べり。故に我が國家は一大血族團體にして宗家は即ち君主として末家は即ち臣民なり。今日の臣民の祖先は今日の君主の祖先と同様なる君臣の大義を保持したるものなり。勿論我國と雖も他國よりの歸化人あり、又土着の先住人あり、又新領土の新國民あり。然れども國家の主要なる勢力、風習は一に此の一大血族團體の上にあるを以て、他の小なる部分は全く渾然融化せられ以て一體となれり。是れ他國と大小輕重を異にせる所にして我が國家獨特の美點なりとす。

第十四課 臣 民

目的 臣民と國家との關係を明かにし、國家に對する一般的責務を知らしむことを主眼とす。

要項

- 一、臣民は國家を構成する分子にして國家とその運命を同じくするものなることを述べる。
- 二、臣民は國家の命令に絶対に服従せざるべからず。是れ國家の基礎を鞏固にし國民の幸福を増進する爲に缺く可からざる道なることを説く。
- 三、國家の獨立は國民に取りては一切の事物よりも貴重なるものなれば、臣民たるものは常に獻身的精神を保持すべきことを述べる。
- 四、集團の力は協同一致より起る。故に臣民たるものはよく和衷協同して國事に當らざるべからざるを諭す。

参考

一、國家と臣民との關係。國家は一個の有機體にして臣民は之を構成する細胞と見るを得べし。國家なる有機體の隆替は之を構成する細胞の健否に由て

分る。又反対に國家てふ有機體にして衰頽せんか、之を組成する細胞は獨立して發展すること能はざるべし。實に有機體と細胞とが運命を同じくする如く、國家は臣民とその運命を同じくし盛衰を分つものと調ふべし。

二、國家的生活の意義。世界文明の幾十年來の潮流は人と人が共同生活即ち社會的生活適切に云へば國家的生活なるものを阿床として營まれつゝあるなり。吾人の今日あるは一に此の無限の長年月の社會的國家的生活より得たる結果なりとす。今にして此の國家的生活以外に脱出せんとするには必ず吾人の有する總ての人的性能より脱却せざるべからず。吾人の今日の憧憬し好愛するもの一として國家的生活の結果ならざるはなし。故に吾人の幸福ありとせばそはただ國家的生活の裡にのみ求むるを得べし。加之國家は臣民の幸福を圖らんが爲に之を保護し且各種の事業を經營す。されど國家をして此の目的を達せしめんが爲には臣民亦その意を體して國家の命令に服從し、和衷協同して國家の事業に貢献する所なかるべからず。かくて臣民の幸福を増進すると共に國家の隆昌を來すことを得べきなり。

三、獻身的精神。個人の利福は國家の裡に於てのみ享受せらるゝものなれば、國家の利害を尊重して、萬一個人の利害と相容れざるが如き場合に後者を捨てゝ前者を達せしむるは國家それ自身の爲のみならず同時に個人の利福の爲なりと云はざるべからず。されば犠牲獻身の精神は平時に於ても苟も臣民たるもの、寸時も忘るべからざる要道にして、まして一朝事變に際してはこの心ありて初めて國家を擁護してその獨立を鞏固ならしめ、その發展を企圖するを得るなり。古來亡國の歴史は悉くこの精神の消長がやがて國運隆替の原因たることを證するにあらざるはなし。個人の利福素より重んずべし、されど國家の安危は國民全體の利福の係る所なれば輕重大小共に比すべからざるは言を俟たざるなり。

四、孔子曰、志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁。(倫語、衛靈)

第十五課 國憲國法

目的 國憲國法は國家を統治する所以の綱紀なり。故にこゝにその性質を説明

して之に對する心得を授けんとす。

要項

一、憲法發布の勅語を示して我が國憲の由來特質を明かにす。

一、憲法の要項を示し、憲法は國家の組織秩序を定むる大典にして、諸種の法律、命令の由つて出づる所の根本法なれば之を尊重するは國家に對する本務の基礎なることを述べ。

三、國法は國家と臣民との關係並に臣民相互間の關係等を規定せるものにして、臣民たるものは之に對して絶對に服従せざるべからず、然らずんば國家の秩序を維持する能はざることを説く。

四、憲法、法令の定むる所に從つて義務を盡し、權利を主張することは即ち國憲國法の運用にして、かくてこそ國憲國法の趣旨に叶ふものなれば、臣民たるもののはよくこゝに留意して立憲國の臣民としての責務を全ふせんことを圖るべき旨を諭す。

参考

一、我憲法の由來 元來憲法には欽定憲法と民約憲法とあり。我が憲法は先帝陛下の御仁德に基きて發布し給へる欽定憲法なり。

抑も我が憲法は五條の御誓文に「廣く會議を興し、萬機公論に決すべし」と宣へる所に基き、明治八年四月十四日立憲政體の詔書あり。その全文に宣はく
朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ヒ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ
顧ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スペキ者少シトセズ 朕今誓文ノ
意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通ジ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト具ニ其慶ニ賴ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ
慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ意ヲ
體シテ翼賛スル所アレ

ついで明治十四年十月十二日國會開設の勅諭あり、左の如し。

朕、祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ

統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ置キ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ步ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ爾來有衆亦朕カ心ヲ諒トセ

顧ミルニ立國ノ體國各宜シキヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラズ我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ゲ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷ジテ之ヲ行フ、責朕カ躬ニ在リ、將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ爲サントス今在廷臣僚ニ命ジ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ク衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速カナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及デ謨訓ヲ明徵シ朝野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラバ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

かくて明治二十二年二月十一日紀元節に當りて憲法發布せられたり。當時の詔勅は教科書に掲げたるが如し。尙此の日皇祖皇宗に告げ給ひし告文に宣く

皇朕 謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ顧ルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徵ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ照示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スペシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ而シテ朕ガ
躬ラ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及ビ我ガ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ皇朕 仰テ。

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕ガ現在及將來ノ臣民ニ率先シ此憲章ヲ履行シ
テ懲ラザラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

翌二十三年十一月二十九日始めて第一回帝國議會を召集せられ茲來恒例となれり。

二、憲法の要綱

第一章 天皇

統治者の性質及び權限を明かにせるもの

第二章 臣民權利義務

臣民の資格並にその享有する權利及び自由を規定し、その義務を命ず

第三章 帝國議會

臣民をして國政に參與せしむる方法を規定せるもの

第四章 國務大臣及び樞密顧問

第五章 司法

第六章 會計

第七章 補則

三、國法とは國家の法律命令の謂にしてその中國家と臣民との關係を規定せる
は公法にして臣民相互の關係を規定せるは私法なり。國法としては民法、刑法、
民事訴訟法、刑事訴訟法、商法その主要なるものなり。之に由て臣民は公權
及び私權を享有す。

第十六課 兵役及び納稅

目的 兵役及び納稅は憲法にて規定せられし國民の二大義務なり。これを遂行すると否とは國家の維持發展に至大の關係を有するものなるを以てこゝに其の義務を説きて遂行を誤らざらしめんとす。

要項

- 一、國家はその獨立並に保全の爲に兵備を要し、現今の如く列強對峙の際に當りては殊にその必要なる所以を説く。
- 二、國家防護の任に當るは臣民の最大本務にして又大なる名譽なり。殊に今日の如く臣民が國家より諸種の權利自由を賦與せられし時世に於ては兵役の義務を負擔するは當然のことなり。故に臣民たるものは軍人に賜はりたる勅諭の御趣意を奉體して忠節を抽んでざるべからざることを説く。
- 三、現役以外の者も不時の召集を慮りて兵役に堪ふるだけの心身を修練せざるべからず。又國家擁護の任に當れる軍人を尊敬し援助して後顧の憂なからしめ、以てその任務を全ふせしむることを圖るべき旨を諭す。
- 四、國家はその發展と臣民の福利増進の目的を以て各種の施設をなせり。而しこれはその主として臣民の爲なれば臣民たるものは之れが費用を負擔せざるべからず。即ち納稅の義務の當然なることを説く。

- 五、納稅を以て單に政府の爲にのみ出すものの如く思ひて不平を漏らすものあれども是れ誤解にして個人の福利は國家の福利に依属するものなれば、國家經營の費用を負擔するは臣民當然の本務なることを述べ。
- 六、財產所得を隠蔽して納稅を免れんとし、或は納稅の期を延滞するが如きは國民の本分を知らざる不徳の行爲なり。その他自治團體に於ける納稅の義務も國家に對する場合と異なる所なきを以て國民、公民たるものはよくその本務を遂行して誤るべからざることを戒む。

参考

- 一、皆兵制度。徵兵令第一條に曰く、
日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スル義務アルモノトス。

されど平時にありては是等を悉く徵集する必要なきを以て壯丁中身體検査

を行ひ、更に抽籤に由りて毎年必要なる數を徵集す。自餘の壯丁は即ち國民兵役に服し、一朝大事に當りては徵集せらるゝ事無きを保せず。歐洲の大動亂は實に大戰の場合に於て兵員增加の必要を示唆せるものと謂ふべし。故に現役兵に徵集せられる者と雖も平常よく心身を鍛錬して大事に備ふる所なかるべからず。

二、納稅と議會の協賛。租稅は政府が隨意に徵收するものにあらずして、政府は毎年必ず來年度に要する國費の豫算を議會に提出してその協賛を經、かくて之を租稅として徵收するなり。又協賛を經るに當りても一般臣民の代表者を以て組織せる衆議院にその先決權を與へて民意を尊重せり。又地方自治團體に於ても府縣郡市町村は同じく來年度の豫算を府縣郡市町村會に附し、その協賛に從て之を徵收す。故に租稅は國稅たると地方稅たるとの別なく悉く人民の代表者の同意に基きて徵收するものなれば之を支辨するは立憲國民當然の義務なりと云はざるべからず。

第十七課 公權及び公職

目的

公權及び公職の尊重すべき所以を説き、之を行使し或は之に在るもの心得を得を示すを以て主眼とす。

要項

一、臣民は國家より選舉權、被選權並に文武官、公吏となる等の權利を賦與せられ是れ即ち公權にして、これ偏に聖代の恩澤に依るものなれば之を尊重せざるべからざることを述ぶ。

二、公權中最も重要なは選舉權なり。何となれば參政權は之を通じて行はるゝを以てなり。故に此の權利が公共的權利の爲めに存することを思ひ、之を濫用して立憲政體の根本を破壊するが如きことあるべからず。又被選舉人も公明正大なる方法を以て投票を求むべく、又代議士となりたる者は責任の重大なることを顧みて公共の利害を標準として行動せざるべからざることを説き、又地方自治團體に於ても公正なる方法を以て選舉を行ひ、團體の發達

を圖るべき旨を述べ。

三、公職に就くものは公平無私以て國事に執掌すべきことを説く。
四、公職に在る者の寸時も忘るべからざるは至誠奉公の精神なり、次に廉潔、公平ならざるべからず、又人民に對しては町寧親切なるを要すかくて常に國家及び共同團體の福利發展を企圖せざるべからざる旨を諭す。

参考

一、選舉權の尊重。選舉權の尊重は立憲の精神を貫徹する爲に缺くべからざる要道なり。然るに我國にては憲法發布せられて茲に三十年に亘んとして選舉の公正未だ完からざるは遺憾に堪へざる所なり。これ一は國民が未だ立憲の精神を充分悟得せず、參政權從て選舉權の尊重すべき所以を了解せざるを以てなり。故にこの精神の徹底を圖るは立憲思想養成上急務なりと思惟す。

二、官尊民卑の思想。我が國には古來官尊民卑の思想盛にして今日と雖も尙この弊風少なからざるが如し。故に動もすれば官に在るもののが儼然人民に接

し、人民は或は卑屈となり、又は年少子弟が只管官吏たらんことを希望するの結果となる。官尊民卑の風は一般社會の進歩を害すること少からざるを以てこの弊風は努めて排除せざる可からず。

三、憲法第十九條に曰く

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

官吏には宮内官、行政官、司法官、陸海軍武官あり。官吏にあらずして公務に從事し、又は公立團體の職員にして官吏の待遇を受くる者は官吏に准ず。公吏とは公共團體の職員にして市町村長、助役、收入役、辯護士、公證人、執達吏等をいふ。その他公職としては各種の議員あり。

市制第八條に曰く、

凡市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラルル權利アリ又其名譽職ヲ擔任スルハ市公民ノ義務ナリトス
町村制に於てもこれと同一なり。

第十八課 忠君愛國

目的 忠君愛國は我が國民道徳の精華にして國運發展の大源泉なり。故にその精神を鼓舞して以て國家の隆昌を企圖せしめんとす。

要項

一、吾等が幸福なる生活を營爲し得るは偏に君國の恩義に由るが故に之に報ゆる精神なからべからず、これ即ち愛國心にして、實に國家の安危は家族、親戚朋友等の休戚に關するものなれば、愛國心は是等一切の愛情を包含せるものなることを述べ。

二、愛國心ある者は國家の獨立を維持し、進んでその隆昌を計らざるべからず。列強の競爭益々激甚を加ふるのに當り、國家の發展を期せんが爲には、一己の利益を犠牲として國家永遠の福利を慮らざるべからざることを説く。

三、我國にありては忠君と愛國とは二途に出でず、相俟ちて以て國體の精華をなすものなることを述べ。

参考

四、外國を侮蔑して我國のみを尊大視するは誤れる愛國心なれば吾人は須く内外の形勢を察して富強の策を講ぜざるべからざることを説く。

五、忠君愛國の實を顯すは人々の境遇によりて必ずしも同一ならず、されど要するに各人その業務に勉勵して國家の進歩發展を助成し、國利民福を増進することを期すべき旨を諭す。

- 一、西郷南洲曰く、命もいらぬ、名もいらぬ、官位も金もいらぬ人は、始末に困る人なり、此始末に困る人ならでは、艱難を共にし、國家の大業を成すこと能はず、然れども此の如き人は、凡俗の眼には見る可からず。（南洲遺訓）
- 二、吉田松陰曰く、士道莫大於義、義因勇行、勇因義畏。（士規七則）
- 三、藤田東湖曰く、徵古稽今、發明神聖之大道、右文尚武、鼓舞天地之正氣。
- 四、シセロ曰く、我國家は吾等自身よりも貴し。

Our country ought to be dearer to us than ourselves. Cicero.

五、西哲曰く、眞に徳と稱すべき愛國心は國家觀念と人道觀念とによりて定めら

るものなるを要す。

Le patriotisme, pour être vraiment une vertu morale, a besoin d'être réglé par le sentiment de la patrie et celui de l'humanité.

六、愛國心の將來。我が國民が愛國の精神に富めるは實に我國固有の美風なり。されど思ふに我が國民の愛國心は古來多く戰時に於て大に發揮せられ、從つて平時にありては動もすればこの精神を忘れんとするものなきにあらず。戰時に於て國家擁護の任に當るに熱誠なる愛國心を要するは言を俟たず。されど平時にありても國運の發展を圖り、國家の隆昌を期せんが爲には愛國の精神の甚深なるものなくんばその目的を達すること能はず。換言すれば國民たるものは平素百般の事に從事するに當りて常に國家的觀念を以て中心となし、一身の小利を眼中に置かずして國家百年の長計を圖ることに心掛けねるべからず。愛國の心稀薄なるものは單に一身一家の私利私福をのみ事とし公共的行爲に出づること能はず。故に平時に於ける愛國的行爲を鼓吹するは我が國古來の風習に鑑みて特に緊要なるを覺ゆ。

第十九課 國 交

尙平時に於ては列國と交際するに和親を旨とせざるべからず。故に偏狹なる愛國的精神より、他國を排斥し侮蔑して獨り我が國のみを立てひとつするが如き態度に出づるは不可なり。若しかくの如くんば徒に他國の反感を買ひ我國の不利を招くことあるや必せり。されば列國との和親を妨害するが如き偏狹なる態度は將來に於ては深く戒むる所なるべからず。

要項

目的 個人間に於て交際が重要なものなるが如く、國交は國際間の重大事なり。さればこゝに國交を説きて國家として果た個人として外邦と交際する際の心得を得を授けんとす。

和親を保たんが爲に世界の公道に則り、信義を以て相交らざる可からざることを説く。

三、國家間に於て相互の福利を増進せんが爲に協同の必要なることを述ぶ。
四、されど自立自營并に自國の進歩發展の爲に競争の止むべからざることを示し、その際に公明正大なるべき旨を説く。

五、國家の間には戦争の避け難き場合あるべし。その際には國家としては必勝を期せざるべからずと雖も個人に對して危害を加ふべからず。又交戰地に於ける人民の權利を尊重せざるべからざることを説く。

六、又自家が局外中立を宣言せる場合には國民は嚴正に之を守り交戰國に對して偏頗の處置を取るべからざることを示す。

七、通商貿易は列國生存競争の手段なり。故に之に從事する者は遠大の志を抱いて國利の増進を圖らざるべからず。

八、通商貿易に關して最も注意すべきは信用を重んずるにあり。我國の商人の弊として動もすれば目前の小利の爲に不正なる手段を弄して他國の不信を

招くことあり。されどかくの如きは國家の對面を汚すものなれば深く戒むる所なかるべからざることを説く。

九、外人との交際に於ては正義を守り、禮義を重んじ、親和を旨とし、相和親して人類の幸福を完ふすべき旨を諭す。

参考

一、國際法と條約。國家間には國際法なるものあり。されど之を施行せしむる最高權力を缺くが故に國家の法律の如く強制力を有するものと云ふべからず。されど國際法は國家相互の生存の維持するに缺くべからざる規定なれば、之を遵守するは國家の本務なりと云ふべし。又國家間に締結せる條約に就ても假令之を強制する最高權力を缺くとも、之に違背せざるは國家としての義務なり。されば若し或る國家が國際法に叛き、條約を破棄して顧みざることあれば、列國何れもその非行を鳴らして之を責む。故に國家として其の體面を重んずるものは國際法を尊重し、條約の履行に努めざるべからず。

二、通商貿易。通商貿易は利益を交換して相互の幸福進歩を増進する要道にし

て又列國競争の手段なり。されば通商貿易が國運の消長に影響する處甚だ
大なるものあり。之に關して特に國民の努力すべき要項を擧ぐれば、

(一) 生産の改良及び増大を期すること。

(二) 常に世界の市場に注意し需要、供給、價額等を研究すること。

(三) 自國商品の販路を擴張して世界的貿易の策を立つること。

(四) 輸出入の事業は直接に自國民の手に收むるの道を講ずること。

(五) 誠實を重んじて信用を高むること。

(六) 遠大の識見を懷き、眼前の小利を措きて國家永遠の利害を旨とすること。

三、國交の機關

(一) 交際國は互に使節を派遣して國交を修む。使節に大使と公使とあり。
大使は國家の元首の身體を代表せるものなり、公使は元首の信任により
て國家を代表し、大使の次に位す。代理公使は外務大臣の信任によりて
派遣せられたるものにして公使の次に位す。

是等の公使は國家の主權者と同様に外國にあひて不可侵の特權を有す。

之を治外法權といふ。(イ)身體及び名譽の不可侵、(ロ)裁判の不可侵、(ハ)家宅
の不可侵、(ニ)警察權の不可侵、(ホ)租稅の免除等之なり。

(二) 領事を所用の地に置き海外在留者を保護す。特に樞要の地には總領事
を置く。

四、外國使臣に對する道。外國使臣は國家を代表せるものなれば之を尊敬する
は即ちその國家を尊敬する所以なれば、之に對して相當の敬意を拂ふことを
要す。又交戰國の使臣と雖も之に危害を加ふるが如き暴舉は國際の法規に
悖るものにして斷じて不可なりとす。

五、外國及び外國人に對しては之を排斥するが如き態度の不可なると共に特に
之に心酔するが如きも亦不可なり。即ち自國の價值を認識して之を尊重す
ると共に、彼の長を取ることを怠るべからず。又一般に外人と交際するに當
りても相當の敬意を拂ひ相當の禮儀を守らざるべからず。實に遠來の客を
厚遇するは人情の至美なると共に我國の厚誼を示して國交の親善を圖る一
端となり、更に又我が國人の彼の國に遊ぶ者ある時彼亦我を厚遇するの原因

ともなるべし。

第一十課 國運の發展と中堅國民

目的 國家の隆替は主として中堅國民の努力如何に懸れり。されば中堅國民たる者はその責任の重大なることを思うて自重し奮勵する所なかるべからず。而して今日の中學生は悉く他日中堅國民として國家の運命を双肩に擔ふべき使命を有せるものなり。故にこゝに中堅國民としての心得を授け以て修養に資せんとす。

要項

一、國家隆替の責任は全國民之を負たざるべからず。されど下層のものは生活に追はれ、教育亦乏しくして直接に國運發展の事業に參すること能はず、又上流の者はその數少くして百般の國事に鞅掌すること能はず。茲に於て直接國家經營の任に當りて其の發展を企圖す可きものは中堅國民を措きて他に求むべからざることを説く。

二、國內にありて各種の國家發展の業に當るも、或は出でゝ海外に雄飛するも皆その主力を中堅國民に仰がざるべからず、即ち中堅國民の任務の重大なることを述べ。

三、中堅國民たる者は多數の民衆を率ひて國家發展の任務に當る可きものなれば、先づ智德の衆に抽んづるものなかるべからず、即ち中等以上の教育を具へ常識に富み、識見高く、質實剛健の氣象と正義仁愛の精神とを以て事を貫き人を服せしむる底の人物にして、尙自立自營の人たらざるべからざることを述べ。

四、中堅國民の健全なる國家は必ず興隆し、その不健全なる國家の衰退することを史實に徵して説明す。

五、我國にては古は武士ありて國民の儀表を以て自ら任じたりしも、明治以來之に代るもの未だ興らざるは國家前途の爲め憂慮すべきものなることを説く。六、現に中等教育を受くる者は他日内外に雄飛して國家の發展に貢献すべき使命を負へるものなり。されば現時の中學生は悉く健全なる中堅國民となり

て國事に盡瘁せんことを覺悟して修養を積まさるべからざることを諭す。

参考

一、國民道德と中堅國民。國民道德を支持して國家風教の中心たるべき者は中堅國民なり。上流の者は多くは父祖の功によりて貴族の地位に在る者なれば進んで正善を貫かんとする意氣に乏しく、且その數も少く又下層の者は其の數多しと雖も自重心乏しく、動もすれば道德を無視せんとす。茲に於て國民道德を支持してよく國家の風教を維持すべきもの中堅國民を措きて他に求むべからず。而して國民道德の振否、國家風教の張弛は實に國家隆替の深因たること世界興亡の史實に徵して明かなり。故に健全なる中堅國民を以て國家風教の維持、國民道德實踐の中心たらしむることは國運の發展を企圖する爲の要道なりと謂ふべし。

二、海外雄飛と中堅國民。我が國の如く土地狹隘なる上に多數の人口を有する國にありては、食料問題並に人口問題の解決上最も適切なるは海外の發展なり。而して海外に雄飛せんとせば進取の氣象、剛健の精神、熱烈なる愛國心、高

邁なる識見、豊富なる常識なかるべからず。然るにかかる資格は之を獨り中堅國民に於てのみ求むるを得べし。上流社會の者は動もすれば保守的氣風に傾き、下層の者は放縱に流れ易きが故に眞に國家的觀念を抱きて海外に雄飛し以て多數の國民を誘導し國家に貢献する責任は中堅國民の双肩に懸れりと云ふべし。

三、國家的事業と中堅國民。國家は國民の安寧幸福を増進せんが爲に百般の事業を經營す。而して多數の國民を教導引率して國家的事業に對して責任ある寄與を爲さんとする者は有爲なる中堅國民を措きて他に求む可からず。政事に軍事に果た教育に實業に其の他の各種の事業に鞅掌してよく國家百年の長計を圖るの責は偏に之を中堅國民に負たざるべからず。他日此の重任を果す者は實に今日の中學生なり。中學生たる者その使命の重大なることを覺悟し、他日の雄飛に備へんが爲に奮勵努力して修養を積まさるべからず。

第五卷備考

第一課 知

目的 精神の圓満なる發達を圖らしめんが爲にこゝに精神作用の一般を説明せんとす。先づ知の作用に就きてその一般を説明し修養上特に留意すべき要點を示さんとす。

要項

- 一、知には知覺、記憶、想像、概念判斷、推理等の作用あることを簡単なる例に就きて説明す。
- 二、知の各作用が人生に於てそれ／＼特殊の效用を有することを例解す。
- 三、かく知の各作用がそれ／＼特殊の效用を有するが故に諸作用を偏頗なく修養することの必要なる所以を説く。
- 四、中學校に於ける學課と知の作用との關係を述べ、諸學科を偏頗なく履修することが知の諸作用を完全に修養する要道なることを示す。

- 五、今日の學生動もすれば記憶にのみ依頼せんとする傾向あり。されど記憶は知の一作用にて知には他に諸種の作用ありて等しく修養せざるべからざるものなれば、記憶偏重の弊に陥ることを戒む。
- 六、確實にして活用に堪ふる智識を涵養せんが爲には觀察、實驗并に應用に努むべき旨を説く。

参考

- 一、本課以下第三課迄は人間の精神作用の一班を説明せるものなれば適當なる心理學書に就きて參照せられたし。獨逸のヴァント及び亞米利加のジエームスは近世に於ける心理學の二大明星にして、本邦に於ても之れが學說を紹介せる著作あり。尙本邦人の手に成れる心理學書には元良氏、松本氏、福來氏、速水氏其の他幾多の著述あり。
- 二、記憶と思考。事實を記憶すること、又記憶力を涵養することの大切なるは言を缺たず。されど如何に多く記憶したりとて、又記憶力如何に强大なりとも之を應用する才能なくば人生に施す所なかるべし。而して應用の才の基本

は思考にあり。思考は記憶せる知識を活用に導く通路なりと謂ふべし。然るに本邦學生の弊として試験に應ずることに重きを置き、從て理解、思考よりも専ら記憶に依頼せんとする傾向頗る多し。先年北米の教育家エリオット博士が本邦の教育を視察せられし際の批評にも此の點を力説せられたり。故に知の修養を説く際に充分之に對する警告を與へざるべからず。

三、孔子曰、學而不思、罔。思而不學、則殆。(論語、爲政)

四、孔子曰、學然後知不足、教然後知不究。(集語)

五、語に曰く、學而不已、闔棺乃止。

六、中論に曰く、學者如登山焉、動而益高、如寤寐、久而愈足。

七、語に曰く、學不在多、要在精之。

八、說苑に曰く、學問不倦、所以治己也、教誨不倦、所以治人也。

九、中庸に曰く、好學近乎知、力行近乎仁、知恥近乎勇。

十、ベーコン曰く、知識は力なり。 Knowledge is power. Bacon

第二課 情

目的 感情の種類及び一般的性質を述べてこれが修養に資せしめんとす。
要項

- 一、感情は一般に快、不快の感性として現れ、その間多種多様の別あることを述べ。
- 二、最も單純なる感情は感覺に伴ふ感情なり。これは生命的維持、生活の營爲に裨益する所あれど、直接に身體の感覺に伴ふものなれば過度に流れ易く、遂に一身一家の破滅を來すこと稀ならず。故に節制を嚴守すべき旨を説く。
- 三、次に一層複雑となれるものは情緒なり。これは安危、利害の觀念に伴ひて生ずるものにして、生命的安固を圖るものなれど、現今的生活状態にては已に有害となれるものあり。又或る情緒は强度或はその關係する物の性質に依りて有害となる場合あり。特に青年時代に於ては、情緒は一般に熾烈なるを常とするが故に、細心の注意を拂ひ、抑制すべきは極力之が抑制に努め、養成すべきは之が涵養を圖り、一旦の感情に前途を誤ることなからんことを戒む。

四、感情の最も複雑にして最も高尚なるは情操なり。これ複雑なる知的作用に伴ひて生ずるものにして、論理的(知的)、道徳的、宗教的情操に分る。知的情操は學術の研究、發明發見の努力に對する刺激を與へ、道徳的情操は善を樂むの境涯に人を導き、宗教的情操は安心立命の基礎にして又兼ねて道徳の進歩を裨補し、美的情操は美感を與ふる外、他の善美なる感情を刺激する效果あり。故に情操を修養するは智徳の進歩を促進すること甚大なるを以てこれが修養に努めざるべからず。これが修養の法や他なし、學業に專心勉勵するは知情操の修養にして、努めて善を行ひ惡を避くれば道徳的情操自ら養はれ、宗教心の喚起と保持とは宗教的情操修養の法にして、自然と人工の美に親しめば美的情操漸次に涵養せらるべし。たゞ人工の美には藝術の假面を粧ひて實は醜惡なるものありて趣味の低落を來し修養を害すること少からざるが故に、その辨別を誤るべからざる旨を説く。

五、情を制するは情に如くものなし。故に高尚優美なる情操の涵養は、それ自身に於て價值あるのみならず、間接に下劣なる感情を抑制する手段ともなるも

のなれば、情操の修養に努力すべきことを諭す。

参考

一、感覺的感覚は感覺に伴ひて直接に生ずるものなれば何人にあっても自然に發達するを常とす。加之こは直接のものなれば過度に流れんとする傾向強し。而して過度に流るれば必ず心身を害し、甚しきは一身一家の破滅を招くことあり。故に古來聖賢にしてこれが節制を説かざるものなし。

二、情緒の中最も警戒すべきは憤怒なり。公共的利害の爲に憤慨する公憤は高尚なる情操なれども、私憤は斷じて不可なり。己れを偏狭ならしめ、他人の憎悪を招き交際を妨げ、社會生活の不安の原因となり、畢竟己れを害し人を害するものなり。家康の家訓にも「怒は敵と思へ」とあり。之を抑制する爲には怒の有害なることを深く悟ること、胸中に憤怒の情萌せる時、直に之を發せずして、理性に訴へ分別の力に倚りてよく之に堪ふる習慣を養ふこと肝要なり。尙悲哀、煩悶の情も青年の陥り易きものなるが之に就ては第四卷第一課を參照せらるべし。

三、美的情操。例へば忠勇の士を詠じたる詩歌を吟すれば、美感を得するのみならず、忠勇の精神を鼓舞せられ、偉人傑士に私淑せんとする念を惹起す等の事あるべし。かくの如く眞の美的感情操は吾人をして美感を味はしむるのみならず、之に隨伴して他の高尚なる感情を湧發せしむる効果大なるものあり。之に反して美を粧ひて實は俗惡なるものは眞の美感を生ぜざるのみならず、他の劣情を喚起して精神を腐敗せしむ。卑猥なる小説の如き即ちこれなり。

四、孟子曰、仁者愛人有禮者敬人、愛人者人恒愛之、敬人者人恒敬之、有人於此、其待我以橫逆則君子必自反也、我必不仁也必無禮也。此物奚宜至哉、其自反而仁矣、自反而有禮矣、其橫逆由是也、君子必自反也不、忠、自反而忠矣、其橫逆由是也、君子曰、此亦妄人也已矣、如此則與禽獸擇哉、於禽獸又何難焉。(雜婁章下)

第三課 意

目的 意志の一般的性質を説明して意志の修練に資せんとす。

要項

一、意志とは欲望に始まりてその満足に了る心の作用にして専ら活動或は行為に關係し、而して意志には進んで活動せんとする發動作用と、之を制止せんとする抑制作用とあることを述ぶ。

二、意志の發動作用は人間一切の活動、行為の原動力にして、人生一切の價值あるものは悉くこゝに根柢を有す、勇氣、剛毅、堅忍不拔の精神とは即ち意志の鞏固なるの謂なることを説く。

三、抑制作用は惡行を防止して正善に向ふことを可能ならしむるものにして、克己、節制、忍耐等はこの作用に外ならぬことを述ぶ。

四、意志強大なるものが正善を行ひて邪惡を避け以て目的を遂行することを得、意志薄弱なる者は之に反す。故に意志の鍛錬は一切修養の基礎なることを説く。

五、意志を修養せんには、先づ身體を練りて元氣を養ふべし、次に困苦缺乏に堪ふる習慣を養ひ易を去りて難に就くことを心懸くべし、又平素思慮分別の力を

養ひ、獨立自治の精神を修養すべき旨を諭す。

参考

一、艱苦に堪ふる習慣。意志の鍛錬上最も適切なるは平素有らゆる機會を善用して艱苦に堪ふる習慣を養ふにあり。自己の爲すべきこと爲して効果ありと考へらることは何事にもあれ如何なる艱難苦痛を伴ふことありとも不平を云はず愚癡を語らずよく之に堪へて之を貫徹遂行することに努力せしむるを要す。

二、西諺に曰く、意志の有る所には方法あり。

Where there is a will, there is a way.

三、西諺に曰く、天は自ら助くる者を助く。

Heaven helps those who help themselves.

四、「憂きことの云々」は熊澤蕃山の歌。

五、福澤諭吉曰く、敢爲活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば獨立自尊の主義を實にするを得ず、人は進取確守の勇氣を缺くべからず。（修身要領）

注意 本課教授の際は第三卷第十一課、第十二課、第十三課を參照せらるべし。

第四課 良心

目的 良心は人生に於ける道徳的現象の根源なり。故にその性質の一斑を述べ以てこれが涵養を圖らしめんとす。

要項

一人の急を救はんとするは人情にして、人は之を遂行して満足を感じるものなり。人にしてこの心なきものなし。これ則ち良心なることを述ぶ。

二、良心には知情意の三作用あり。行為の善惡是非を判断するは良心の知的作用にして、正善の行為を爲さんと努め、邪惡の行為を爲さざらんと努むるは良心の意的作用なり。行為前に爲すべし、爲すべからずと感じ、行為後に快或は不快を感じるは良心の情的作用にして、行為前に起るものは命令的感情、行為後に起るものは審判的感情と呼ぶことを述ぶ。

三、良心はその作用より見れば知情意の働くれども、その現はるゝや無上の權威

を以て我等に臨み、絶對の力を以て吾等を拘束す。これ良心の關係せる行爲の善惡が人生に於て最も重大なる意義を有するが爲なることを説く。

四、狂人白痴にあらざる限り、何人にも良心あり、されど教育と修養の如何によりて其の發達に差等あり。良心のよく發達せる人は努めずして善を行ひ、惡を遠ざかり、品性は自然に向上し良心の發達鈍き者は之に反す。故に良心の修養に努むるは修徳の要道なることを説く。

五、良心の發達を圖らんか爲には第一にその知情意の作用を平均に發達せしめざるべからず。即ち善惡の判断の正確鋭敏ならんことに努め、又よく常識を修養して善惡の別を知り、道德的情操を涵養して善を好み、惡を憎むの情を鋭敏ならしめ、又惡行を蔽ひ或は之を重ねて良心を癡痺せしむることを嚴に戒め尙意志を鍛錬して良心の命令をよく遂行することに努力すべき旨を説く。

六、人生に道徳あるは人に良心あるに由るものなれば、良心は道徳の源泉なり。故に之を涵養してその光明を煥發せしむることが修養の極致なることを述べ。

参考

一、良心の本質。良心には特殊の權威具はれるが故に古來之を普通の精神と異なる特殊の能力と見る説行はれしが近世に至り心理學の進歩に伴ひ良心を人間の精神作用として他の作用と本質に於ては異なるものにあらずとの見解一般に行はるゝに至れり。即ち良心は他と異なる特殊の精神力にあらずして、人間の精神が行爲に對して働く際その作用を良心となす。故に良心にも知情意の三作用あるなり。たゞ良心の關係せる行爲の善惡は人間の價値を決定する中心事件なるが故に、一度人間の精神が之に向ふや、自ら嚴肅なる態度を執るに至る。これ所謂良心の權威なるものなり。良心はかかる權威を具有するが故に古來之を神の命令或は神の聲と觀じ、又カントの如きはその命令を絶對無上命令と呼べり。カントによれば人間の純粹理性は現象のみを捕捉し、本體或は實在なる物如はその及ぶ所にあらずとなし、之に反して實踐理性に現はるゝ義務の命令は吾人に否定を許さざる絶對的性質のものなればこれを物如の世界より來るものとなし、かくて實踐理性の優越を主張せ

り。良心は先天的能力にして善惡を直覺するとなすことは今日の心理説と相容れざるものなれども良心の權威は事實として吾人は之を尊重せざるべからず。東洋にては孟子が良心の直覺説を主張し、王陽明之を力説したり。二、良心發達の防害。良心の發達を害するもの種々ありと雖も第一は惡行を爲して良心の苛責を受くる際之を免れんが爲に口實を設けて辨解し或は世間の例を引きてさしたる惡にあらずとなし以て之を蔽ひて良心の苛責を免れんとすることはなり。これやがて惡行を重ねる原因となり、之に由て良心は痺痺して遂に羞惡の心を失ふに至るべし。第二に熱情あり。或る事物に熱中する時は良心の判断力鈍り或は偏頗なる判断を下して善惡を誤ること多し。その他誤れる思想及び惡習慣の如きも良心の判断を誤らしめ、その情的作用を鈍からしむるものなれば深く戒しむる所なかるべからず。常に僞らざる良心の光を以て赤裸々なる自己を照しかくて改過遷善の途に上らしめざるべからず。

三、良心なる語は孟子より出づ。孟子に雖存乎人者豈無仁義之心哉所以放其良

心者亦頑斧斤之於本(告子上)とあり。尙孟子に人之所不學而能者其良能也、所不慮而知者其良知也(盡心上)とあり。

注意 良心以下實踐倫理の理論的基礎の説明に關しては適當なる倫理學書に就きて參照せられんことを希望す。

第五課 行 爲

目的 道德上行爲なるものの性質を説明して明確なる觀念を以て行爲に向はしめんとす。

要項

一、良心の批判を受くるものは行爲なることを述べ、行爲は意識並に意志を伴ふことを要し、然らざるものは動作にして行爲にあらざることを示す。

二、行爲は意識と意志とを伴ふことを要し、假令外部の動作となりて現はれずとも既に意志作用あれば行爲は成立す。されど意志は本來動作を目的として生ずるものなるが故に完全なる行爲たらんが爲には動作を必要とすること

を説く。

三、行爲の成立する順序は、初め欲望起り、之に就て探擇の可否を思慮し、或は選擇を行ひかくて實行の決意を爲す。これ等は意志作用に屬し、又選擇及び決意は意志の自由なる決定によるが故にこゝに責任生ず、次に決意は動作となりて外部に現はれ、その結果欲望を満足せしむるに至りて行爲は完了す。欲望に始まりて結果に了るもののが行爲なることを述ぶ。

四、例を擧げて行爲の要素及び成立を示す。

参考

一、行爲と人格。行爲は人格者の動作なることを要す。人格者とはその精神作用の統一を有し、自己を意識し、且自己支配の能力を有する者を云ふ。白痴狂人等は此の條件を缺くが故に彼等の動作は行爲と認めず、從て道德上之に責任を負はしむべからず。法律に於てもかかる者の動作は行爲と認めず、從て之に刑罰を課すことなし、たゞ公安上適宜の處置を取ることあるのみ。又假令人格者の動作なりとも夢中の動作の如く意識せずして爲したるもの、或

は反射運動の如く、意識するも意志を有せずして爲したるものも行爲と認むべからず。即ち道徳上行爲とは人格者が意識し且意志して爲せる動作の謂なり。尙人格の觀念に就ては本卷第十課を參照せらるべし。

二、意志の自由。意志の自由に關しては諸説あり。或は意志を以て絶對に自由なる原因となし、他の如何なる原因の拘束をも認めざる説あり。されど自然に於ける一切の生起が原因結果の必然的關係に立つにも拘らず、獨り意志にのみ絶對的自由を附與するは首肯し難き所なり故に他の論者は意志も此の因果の法則を脱する能はず、すべて如何なる意志作用にも必ず原因あり、然もその關係は必然にして自由にあらずと主張す。されどこれ等は共に極端にして一種の偏見たるを免れず。吾人の日常の經驗に徴するも意志に原因の認むべきものあるは確實なる事實なり。又若し意志に絶對の自由あらば眞に善を欲するものは容易に之を行ひ得べき道理なれど事實は必ずしも然らず。衷心善を欲して修養に努力するも動もすれば邪路に陥らんとするは修養に志ある者の等しく經驗する所なり。されど反對に意志を絶對に必然の

過程と認め、些かも自由を容るゝ餘地なしとせば修養も畢竟徒勞に歸せんのみ。如何に意志するとも拙き運命の下に下劣なる性格の遺傳を有するが如き者には自己の意志を以て之が改善に努力することは全然無効なりと謂はざるべからず。又かくの如くんば行爲者に對して行爲の責任を歸することも不可能なり。惡行を爲す者は原因の無限の系列に由てかく決定せられしものなれば、之に對して責任を負ふ能はざればなり。

吾人の精神生活の實際に徴するも吾人の意志には少くとも選擇の自由あるが如し。多くの欲望の生ぜし場合に、その何れを選択するかは吾人の自由なり。かくてこゝに責任生じ、又本務に背反せし場合には悔悟の念生ずるなり。これ今日多くの倫理學者の取れる穩健なる見地なりとす。

第六課 動機と結果

目的 行爲には意志と動作との二大要素あり。前者は行爲の動機にして後者は其の結果なり。茲に於て行爲の善惡を判断せんとするにその何れに重きを置

く可きかの問題生ず。この問題を解決して穩健なる見地を示し、完全なる善行の如何なるものなるかを悟らしめ、以て之を理想として修養せしめんとするを主眼とす。

要項

一、動機と結果との意義を述べ、その何れを主として行爲の善惡を判断すべきかに就きて動機論と結果論の生じたることを説く。

二、意志は行爲の最大要件にして、意志だにあらば善惡の判断を受くるに足り、又行爲の結果は豫想外の事實となりて現はるゝことあるが故に之を善惡判断の要件となすべからずと主張するは動機論なることを述ぶ。

三、之に反対して結果論にては、意志の目的は結果を實現するにあるが故に心に誠意ありとも動作によりて實現せられんば善行と云ふべからず、又如何なる結果生ずるとも行爲者は之に對して責任を負はざるべからずと主張することを述ぶ。

四、意志が行爲の最大要件なることは疑ふ可からざれども、結果は動機の實現せ

られざるものなれば、動機と結果とは畢竟同一のものなり。たゞ人事の複雑なることより、時として豫想せざりし結果の生ずることあり。而してこれが人力を以て豫想し能はざるものならば人は之に對して責任を負ふ能はず。されど結果の中豫想せらるゝ部分は動機の實現せられたるものなれば行為者は其の責を負はざるべからず。

五、故に動機と結果の中豫想せらるゝ部分とを以て善惡判断の對象となすべし。されば完全なる善行とは動機と結果の中豫想せらるゝ部分とが善行なる行為を云ひ、兩者共に惡なるものは眞の惡行にして、その一方のみ善なるものは不完全なる善行或は酌量すべき惡行なり。故に假令目的正善なりとも不正なる手段を以て之を達せんとするが如きは、手段の觀念が動機中に包含せらるゝを以て、動機結果共に惡行の要素を包含す。されば修養に志すものは深く之を戒め完全なる善行を期すべき旨を諭す。

参考

一、動機説と關聯して最も危險なる思想は「目的は手段を神聖にする」(The end sanctifi

es the means) と云へる語の亂用なり。これは本とジエスイット派に屬するバスクカルが同派の主義を表示せる三綱領の一なり。この主義の下に目的だに正善ならば手段を擇ばずとし、愛國の精神より國家の重臣を殺害するが如き行為を敢てするに至る。かゝる行為はその精神の善なることは認むべしと雖も、不正なる手段は飽くまでも之を排斥せざるべからず。かくの如きは社會の公安を攪亂する行為なるが故に法律にて禁ずる所なるは勿論道徳上よりも之を是認する能はず。國家社會に有害なる行為を爲し然も法網を潜るものにありとせば、宜しく正當なる手段を以て之が防止に努むべく、決して私刑を加ふべからず。言論の自由は憲法の保障する所なれば公明正大なる態度を以て人を悪まず事を悪むの精神を以て惡行の防止に努むるは可れども、極端なる行動は嚴に戒しめざるべからず。かゝる點に關しては學生をして誤解ならしむることを要す。

二、バウルゼン曰く、善惡の判断には從來相反せる二つの説あり、一は目的主義と云ひ、一は形式主義と云ふ、目的主義とは行為の結果より善惡を定むるものに

して、形式主義とは行為の原因即ち動機より定むるなり。……普通の人の善惡の見解は形式主義に近く、行為の善惡は其結果には無くして其原因にあり、例へば茲に一人の子ありて親の病氣を癒さんと爲めに薬を侑めしに粗忽にも毒藥と間違へて遂に親をして死に至らしめたりとせんに其際には人は其粗忽を悲しむと雖も、依然其人を善人と稱するなり。然れども是は目的主義の非難と爲すに足らず、一般に其行為が其行為の性質上善なる結果を惹起す結果を以てするに非ず、一般に其行為が其行為の價値を判断するに特殊の傾を有するか、或は悪しき結果を惹起す傾を有するかに依て善惡を判断するなり。……反對論者或は云はん、道徳的判断は一般に動機に關して結果に係はらず、動機善ならば其行為は善なり、換言すれば義務の意識より發生せる意向は善にして其内容及び結果は問ふ所にあらず、カントの言へる如く一般に善意以外に一も善と稱すべきものなしと。此論正しからざるにあらず。道徳的判断の行為よりも寧ろ先づ意向に關するは慥なり、人の道徳的價値を定むるには如何に其行為の發生せるかを攻究し終に之を規定せる動機を問ふ。

一醫あり、危險なる手術を施して爲めに患者は死去せり。輿論は之を裁判して曰く、彼は私利を得んが爲めに之を爲ししや否、患者は貧困にして醫樂の資を有せず。去らば彼は名譽心よりして之をなし、や否、彼は屢々同一の手術を施して成功せり、而して此度は殆んど成功の希望なき場合なりしなり。去らばこれ彼の輕卒より起れりや否、彼は終日躊躇せる後始めて遂に之を施行せるなり。是故に彼が最後の手段を試みるは醫師たるものとの義務なりと感じて以て之を爲せるなり。果して然らば其行為は道徳上非難すべきものにあらず。然り、然れども尙他に確むべきことあり。かの手術は實際正當なしや否や是なり。こは醫學専門家の取扱ふ所なり。醫學専門家若し上記の場合に於てかの手術は患者の死亡を來すを脱れずとせば其意志善なりと雖も責を脱ること能はず、されば此場合に於て善惡を判別するは意向にあらずし結果なり。……（倫理學大學、第二篇第一章）

第七課 善惡の標準

目的 善惡を判断するは良心にして、その判断の対象は行為なり。良心と行為とに關する上述の所説を受けてこゝに善惡判断の標準を示し、以てこの判断の誤なからんことを主眼とす。

要項

- 一、善惡の標準に關して古來諸説あれど、約して四種となすことを示す。
- 二、行為の善惡は良心の直覺する所にして、良心はこの判断に當りて他に標準を求むるの要なしと説くは直覺説なることを述べ。
- 三、人の本性を理性となし、其情を抑制して理性に適へる生活を營むことを人生の目的とし、之に従つて善惡を判断せんとするは合理説にして、これには一切の感情を禁止せんとする禁慾説と之を制御せんとする克己説とあることを述べ。
- 四、快樂に最大の價値を認め、之を以て善惡辨別の標準となすは快樂説にして、これには個人的快樂を主眼とするものと公衆的快樂を目的とせるものとの別あることを説く。

五、人間の可能性を實現完成するを目的とするは完成説にして、是れには自我の完成を主張するものと、社會の完成を目的とするものとの別あることを述べ。

六、善惡の標準或は人生の目的に關してかくの如く諸説ありと雖も、元來倫理學ありて事實即ち人倫道德の存するにあらずして、人倫道德ありて後の倫理學なり。即ち、學説の異なるは説明の法を異にするに過ぎず、之を以て善惡の事實を動かすに足らず。故に學説の多岐に亘るの故を以て善惡の事實を疑ふべからざることを説く。

七、併し乍ら是等の學説は善惡の説明なると同時に理想を指示せるものなり。而して理想は我等の生活を指導すべき活力なれば完全圓滿なる理想を有することは之に到達する第一歩なれば吾人は學説が善惡の事實を動かすものにあらざるを悟りて益々修徳に努むると同時に、他方に於ては完全なる理想を樹立してその實現を期すべき旨を諭す。

参考

一、本課の目的は善惡の事實は學説の如何に由て動かさるものにあらざること

とを示し併せて理想が人生に對する意義の一端を説くにあるが故に學說の長短を批評説明するは必ずしも必要ならず。併し乍ら本書は人格の完成を以て人生究竟の目的とせる立脚地に立ちて述作せるものにして第十課に於て之を説かんとするものなればこゝに適宜に諸説の簡単なる批評を試むるも可なるべし。

二、直學説或は良心説に就て云へば日常簡單なる行爲の善惡が良心の直覺に由て明かなることは經驗の教ふる所にしてこれ直覺説の長所なり。されど複雑にして重大なる問題に對しては良心と雖も決して直覺的に善惡を批判し得るものにあらず。これ直覺説の支ふべからざる所以なり。されど之に由て良心の尊重すべき所以を滅却するものにあらず。良心は吾人の日常の行為の主宰者、指導者なれば吾人はその命令によく服從して初めて過なきを得るなり。

三、感情に從ふ生活は盲目的にして危險、不安、醜惡を伴ふに反して理性の命令に隨ふことは安全、満足、善美を齎すものなれば吾人は自己の生活を主として理

性の指導に委ねべきは言を竦たず。これ合理説の長所なり。併し乍ら感情は悉く危險、醜惡なる行爲の原因となるものにあらず。高尚優美なる情操の如きは修養を裨益し生活の情趣を増し大に涵養すべきものなるが故に之を抑制するは却て人をして枯木死灰の如くならしむるものなり。これ禁欲説の極端なる所以なり。又邪惡なる感情を抑制するの必要は之を手段として他の正善なる性能を助成せんが爲なり。故に合理説は手段として有效なるものを目的と見るの謬見に陥るものなり。故に克己は修養上肝要なる道なりと雖も之を以て究竟の目的と見るべからず。

四、快樂が幸福の内容として萬人の求むる所なるは言を竦たず。故に之を以て人生の目的とするは人生の眞相に近きが如しと雖も元來快樂は目的と云はんよりは、目的の到達に伴ふ所の精神狀態なり。例へば食を欲するは本來快樂を得んが爲にあらず、目的とせし食を取ればこゝに快樂現はる。こは簡単なる一例にすぎざれども生物の本性は活動にあるが故に人間に於てもその意圖する所の活動が主にして、之に隨伴する快樂は從と云はざるべからず。隨

て目的とせる活動を果せば快樂自ら至り、逆に快樂をのみ目的とすれば却て之を失ふに至るべし。これ人性の本然に反する不自然なる過程なるを以てなり。

次に快樂を最高の價值とすればその分量の多少が價值の高下を定むる唯一の標準となる。されど例へば美食の快樂と仁愛を施したる時の満足との價值の相異を分量にて決定すること能はす。否分量よりすれば美食の快樂の方大なることあるべし。されど之を以て美食の仁愛に優れりと主張することは人間として断じて承認すること能はざるべし。故に功利説の主張者ミル(John Stuart Mill)も「満足せる豚たらんよりは不満足なるソクランスたる方優れり」と云へり。されどかく云へば精神的満足の方肉體的快樂よりも優れることとなり、從てその價值の相異を定むる標準を求めざるべからざるに至る然るに快樂自身の中にはかかる標準なし。これ快樂説の支ふべからざる所以なり。

五、快樂説のかゝる難點を救ふは完成説なり。之によれば永續する精神的満足

が一時の肉體的快樂よりも優れるは前者は人格の完成を裨補する行為に伴ふものなるが故に一層價值大なりと云ふを得べし。完成説は人間一切の性能を圓滿に實現完成することを目的とせるものにして人と生れて人たることを完ふするを以て目的となすことは隱健なる見地と云はざるべからず。之に就ては本卷第十課を參照せらるべし。

第八課 本務及び徳

目的 本務及び徳の意義を説き以て本務を實行して徳を積ましむることを主眼とす。

要項

- 一、良心の命令に従つて爲すべきことを爲し、爲すべからざることを爲さざることが本務なることを述ぶ。
- 二、行爲に就て爲すべし、爲すべからずと感ずる所謂本務の感情は良心の命令的感情にして、又本務がその遂行を迫る所の本務の絶對性は良心の命令の絶對

性より出づることを述ぶ。

三、時として同時に二つの本務に逢着することあり、これ本務の衝突なるがかかる場合にはその輕重緩急に従ひて順序を誤らざるやう留意すべき旨を説く。四、本務は人の位置境遇に應じて自ら多少の相異あり。これ道德に種類の別あるにあらずして、位置、境遇に應じて道德を實現する方法形式の異なるに外ならざることを示す。

五、位置境遇に應じて異なる本務あるが故に、之に從て本務を分類し、個人として、家族として、社會の一員として、國民として各特殊の本務あることを述ぶ。

六、本務は其の項目頗る多くして一見煩鎖なるが如しと難も、悉く良心の命令に基くものなれば、良心の命ずる所に忠實ならばその實行決して難きにあらざる旨を説く。

七、同一の本務を屢實行すれば、之を行はんとする傾向或は習慣性を生ず、これ即ち德なることを示す。

八、德あるものは努めずして本務を實行し得るに反し、德を有せざる者は努むる

も猶之を行ひ難し、德の重んずべき所以こゝに存することを説く。

九、各本務に就て德なるものあり。教育勅語には德目の重要なものを網羅せられたり。又德目は頗る多しと雖も本末輕重ありて互に聯關するが故に基本となれる一徳或は數徳を中心として他の徳を之に包攝するを得ることを示す。

十、よく良心の命令に従ひて本務を遂行して德を養ふべきことを説き、尙卑近なる徳を養ひ漸次に高きに達し、遂には聖賢とその光を爭はんの概なかるべきことを説く。

参考

一、儒教にては本務に就き五倫の説を立てたり。即ち父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信これなり。

二、孔子は仁の一徳或は知仁勇の三徳を主徳となせり。論語に子曰、君子道者三、我無能焉、仁者不憂、智者不惑、勇者不懼、子貢曰、天子自道也、憲問と云へり。されど三者の中仁を中心とせるは、論語に至る所之を力説せるに徵して明かなり。

子思は中庸に「智仁勇三者天下之達德」と云へり。又孟子は仁義禮智の四徳を立て、董仲舒は仁義禮智信の五徳となし、之を五常説と云へり。

三、ギリシア時代には智慧、勇氣、節制、公正 (Wisdom, Courage, Temperance, Justice) を四元徳として教へたり。

四、キリスト教にては愛を以て主徳となし、又ボーロ以來、信愛望 (Faith, Love, Hope) の三徳を教へたり。

第九課 品性

目的、前章の後を承け、本務を行ひ諸徳を積みて圓満完全なる品性の修養を期せしめんとす。

要項

一、品性とは諸徳の聚積統一せるものにして、徳を積むこと深く且多きに從て品性益々完成することを述べ。

二、品性高尚なる者は努めずして衆善を行ひ得るが故に、圓満完全なる品性の養

成が修徳の主眼なることを説く。

三、人の天性は主に遺傳に由るも、こは如何なる改造をも許さざるものにあらず。かくて天性を中心として之に習慣的傾向を附與せるものの品性なり。かくて品性の高下は主として之を修養せんとする意志の強弱に由るが故に、人は自己の品性に對して責任を負はざるべきからざることを述べ。

四、境遇も亦品性に影響するが故に、これより不良なる感化を受けざらんことに留意し如何なる職業、如何なる境遇にあるもよく自重し、修養して品性の向上を圖るべきことを説く。

五、品性の向上を圖らんが爲には高遠なる理想を立て、かくて良心の命令に従ひ、諸徳を體得して完全なる品性を養成して理想の實況を期すべき旨を説く。

参考

一、良心、本務、徳、品性、これ等四者は一貫せる道なるが故に、その關係を明白ならしめ、修養の順路を悟得せしむること肝要なり。

二、チルリー曰く、此れ衝動訓練せられて一定せる行動の習慣となり、容易に變更

する能はざるに至りて茲に品性形成せらる。即ち品性とはミルが云へる如く、完全に訓練せられたる意志にして其意志と云へるは即ち生活の主なる事變に際して活潑堅固然かも一定の方途を追ひて發動する性向の聚全を意味す。されば品性とは人の自然の性行或は衝動が其上に發動刺激し來る外圍と結合して成れる結果と云ふべく、換言すれば人の品性は其人の意志、天性又は性向と外部の有機物が其上に及ぼせる影響によるものなり。(チルリ、倫理學概論第十一章第二節)

三、ミューアヘード曰く、意志と品性との關係は如何にと云ふに、品性は行為の習慣なりと云ひ得べし、換言すれば固定したる意志なりと云ひ得べし。而して是の固定したる意志と個々特殊の意志に就ては其關係は如何と云ふに、此點に就ては二説あり。其一は行為と品性とは外面的關係を有するのみにして品性が外部より意志を決定する力を有するとの論にして、今一つは意志は獨立自由にして品性を離れて活動するを得べしとの説なり。此二説の反対は結果に於て大に異なるものなれども何れも品性と意志との關係を單に外面

的關係とのみ看做すものなるが故に共に誤れり。然らば此關係を何如に説明すべきやと云ふに、先づ品性の意味より論究せざるべからず。第一は品性と性癖即ち吾人の癖と品性との性質を調べて見れば、此癖と云ふものは意志なくして自然に起る作用にして吾々の所謂品性にあらず。吾人の所謂品性とは此性癖に意味を附し之を調整したるものなり。故に意志なくして品性の成ることなし、而して斯くして出來上りし品性の發表したるものは即ち個々の意志活動なり。此點より見れば、意志と品性とは密着の關係を有するものにして、決して品性は外より支配することを得ざるなり。故に意志と品性とは獨立なりとの説は品性と性癖とを混同したる誤謬なりと云はざるべからず。第二は品性の中に靜止的品性と變化的品性との別ありて靜止的の品性は意志を決定するもの、換言すれば個々の意志は靜止的品性の發表なり、斯の性質の顯現なりと云ふことを得べし。此意味に於ては品性は意志を決定すと云ひ得べし、然れ共外部より決定するものにあらざるなり。次ぎに若し品性を以て時々刻々に變化發達する者との意味よりすれば品性は意志によ

りて形成せられたるものにして、性癖と區別したる品性は吾人の意志によつて作られたるものなり、此點より云へば意志は獨立なりと云ひ得べし、然れ共意志は品性より離れたるものにあらずして、品性を作り乍ら獨立なりと云ひ得べし。……要するに品性と意志とは如何なる意味に解するにしても兩者密着の關係あり、單に外面的の關係に非ずして、或意味に於ては品性は確かに意志によりて決定せらるゝなり。併し又或意味に於ては品性が意志を決定するものなりと云はざるべからず。(ミューアヘット、倫理學第二篇第二十章)

四、デュウイー曰く、品性と行爲とは道德上同物を内外兩面より觀察したる區別にして、現はれて行爲とならざる品性は空虚なる思想に過ぎず、所謂意志あれども曾て之を實行したことなき人は吾人の道德的判断に於て厳しく之を責むるなり、是れ行爲なき品性より來るが爲なり。品性の如何を表明する唯一の方便は品性より起り来る行爲に外ならず。然れ共亦翻て考ふるに行爲は品性を顯現し來れるに非ざれば單一なる外面の形式に過ぎず。善品性より顯現し來れる行爲に非ずして之を善なりとするは矛盾の判断を下すもの

なり。(デュウイー、倫理學序論第八節)

五、プラッドレー曰く、汝を完全なるものに關係せしめずんば、汝自ら完全となる能はず。

第十課 人格の完成

目的 人と生れて人たるの性能を全ふし以て人格を完成するは人生最高の理想たるべきを以て、こゝに人格の意義と其の修養とを説きて向上を圖らしめんとす。

要項

一人は常に完全なる理想を追ひて其の實現に努力す。而して人格は人間一切の性能を包摶し人生一切の價値の根柢なるを以て、人生の理想たるべきものは人格の完成にあることを説く。

二、人格とは人間の有らゆる性能の有機的に統一せるものにしてこの統一體は自己意識を有し、又自己支配の力を有せざるべからず。これ獨立せる一個の

人間たる資格なることを述べ。

三、人格の内容たる人間の性格は分ちて個性及びその理想となすことを得。個性とは各個人特有的性能にして、その理想とは是等の性能の志す方向にして人の品性は之に由て決定せらる。人は各々個性及びその理想を異にし、各人が自己の特質を實現して世に認められ、又社會は之に由て多様なる文化を發展する所以なれば之が發達に努力すべき旨を説く。

四、個性の理想とする所は人に由りて異れども之を約言すれば眞善美の實現に外ならず。それ人生一切の價值はこれに基きこそに聚るを以てなり。又眞善美はその根柢に於ては全く一致すべきものなり。而して眞善美の理想を自己獨特の形式にて實現せんとするが個性の理想なり。尙人格の價值は主として理想の如何、その實現の程度に由つて決定せらるゝを以て、吾人は性能の發達を圖ると共によく眞善美の理想を涵養し、之に向つて己が性能を盡すべきことを述べ。

五、個人と社會とは密接の不離にして社會は大なる我なるが故に、人格は個人を

實現し因て以て社會を實現するものなり。故に個人の完成は即ち社會を完成する所以なり。されば吾人は、己が人格を完成し由つて以て社會の文化に寄與してこれが完成を裨補するを以てその使命とすべきことを説く。

六、人格はその實現せる眞善美に由つて無窮に生く。死して朽ちざるものは獨り人格あるのみ。人たる者は皆永遠の生命を希はざるはなし。故に吾等は理想をこゝに求め專心その實現に努力せざるべからざることを述べ。

参考

一、人格の意義。人格の要素は之を形式的と内容的との二方面より説明することを得べし。形式的要素とは人が人格者と呼ぶるゝ爲に缺くべからざる要件にして其の主なるもの三あり。一は己れ自身を意識することにて或はその意味にて自覺と云ふも可なり。高等動物には意識はあれど自己の意識なし。そのこれあるは獨り人間のみ。次に人格者は自己支配の能力を有せざるべからず。こは自ら自己に命令し、自己を制御する作用にして、高等動物と雖もその活動は主として本能、衝動の如き直覺的作用によりて支配せらる。

即ち彼等は自ら如何ともすべからざる一程の自然的勢力に制せらる。然るには假令絶對的ならざるにもせよ或る程度迄は必ず本能、衝動等を支配し制御する能力を有するものなり。最後に人格者はその總ての精神作用、一切の行動に就て統一聯絡を保持せざるべからず。尙統一とは時間的に見て同じ自我の連續を意識する事、及び空間的に見て自己の一切の行動が同一の自我の營む所なることを意識するを謂ふ。人類以外の動物には自覺なきが故にこの統一連續の意識なし。

次に人格の内容的要素は個性とその理想とに區分して考ふることを得べし。個性とは資材的方面より觀察したる個人一切の性質及び能力をいふ。個性の理想とはその性能の向はんとする方向を意味するものなり。一例を舉ぐれば寡言と多辯とは個人の性能なり。次に何の爲の寡言か多辯かはその方向即ちその理想なり。或る人は無用の言を弄せざらんが爲めに、或る人は自己の無能を蔽はんが爲に寡言なるものあるべし。又或者は自己の所思を明白に披瀝せんが爲に多辯なるべく、又は自己を廣告せんが爲に多辯なる

者もあらん。これ等は皆寡言或は多辯の志す方向なり。而して個性の價值を決定するものは實にその方向即ちその理想にあり。例へば寡言及び多辯の價值は決して寡言或は多辯それ自身に存せずしてその理想とする所の如何に由て價值に高下の別を生ず。例へば無用の言を弄せざらんが爲に寡言なるもの、或は所思を明白に發表する爲に多辯なるは價值あるものにして、自己の無能を蔽はんが爲に寡言に、或は自己を廣告せんが爲に多辯なるは價值なきが如し。かくて人の品性は主として性能の志す方向、或は個性の理想によつて決定せらる。

二、真善美。人生一切の價值を真善美の下にて觀察することはプラトーン以来多くの學者思想家の取れる立脚地はり。ウインデルバント (Windelband) は真善美聖の四者を價值の範疇として擧げたり。この中聖は真善美の綜合と見るを得べし。而して個人の各性能はその志す方向千言萬別なりと雖も真善美の三範疇の下にて觀察するを得べし。尙又是等三者も互に乖離せるものにあらずして、真なるものは善にして且美なるべく、畢竟同一の價值を三方面

より觀察するに外ならずと云ふを得べし。又是等三者は人間精神の三作用に關係せるものにして、即ち人間の知は眞を求め、情は美に向ひ、意は善を主眼とすべきなり。故に人格をその精神的方面より觀察すれば知情意の作用が眞善美を吸收し且實現して活動する所こそに人格活動現はる。

三、人格と意志。人格活動の中心たるものは意志なり。何となれば眞善美的實現も歸する所は吾人が之を意欲するに基く。即ち意志が人格の方向即ち理想を決定する樞機にして、又實現の程度も意志の強弱に由て定まる。故に人格の價值の由て分るゝ所は意志の方向とその強弱にありと謂ふを得べし。從て人格發展の要道は眞善美的理想を衷心より欣求すること、眞善美に深く接觸して精神を涵養しかくてこれが實現に自己一切の性能を盡すことこれなり。

四、シセロ曰く、人の神に類するは同胞の爲に善を爲すより大なるは莫し。

Man resembles the gods in nothing as much as in doing good to their fellow creature. Cicero.

五、チヨーサー曰く、眞理は人生の至寶なり。

'Truth is the highest thing a man keeps.' Chaucer

第十一課 自敬・他敬

目的

人は社會國家の一分子としてその位置に於て絶對の價值を有し、又各自の人格はその人に取りては唯一無二の至寶なるが故に無上の價值を有するものと云はざるべからず。實に人格は生命以上の價值を有し、志士仁人は人格を完ふせんが爲に生命を犠牲に供することを述ぶ。

二、人格は絶對無上の價值を有するものなれば人たるものは己の人格を尊重すると同時に他人の人格を尊重せざるべかず。これ即ち自敬・他敬にして、人道

要項

一人は社會國家の一分子としてその位置に於て絶對の價值を有し、又各自の人格はその人に取りては唯一無二の至寶なるが故に無上の價值を有するものと云はざるべからず。實に人格は生命以上の價值を有し、志士仁人は人格を完ふせんが爲に生命を犠牲に供することを述ぶ。

二、人格は絶對無上の價值を有するものなれば人たるものは己の人格を尊重すると同時に他人の人格を尊重せざるべかず。これ即ち自敬・他敬にして、人道

の大義に則り、公正の念に基き、自他の幸福、進歩を増進する要道なることを述べ。

三、自敬とは己が人格の特質とその價值とを認識して之を愛重擁護し、その發展完成の爲に最善を盡すの謂にして、他敬とは他人の人格を尊重してその美質を成就せしむるを謂ふ。故に自敬は眞の自愛となり、他敬は眞の他愛となり、自他の完成を圖る要道なることを説く。

四、人格尊重とは自他の主義、節操、意志、感情、趣味、信仰等を尊重し、又自他の權利を重んずることなるを述べ、よくこの心を發揮して人道の勇者たるべき旨を諭す。

参考

一、孟子曰、夫人必自侮然後人侮之。

二、福澤諭吉曰く、社會共存の道は人々自ら權利を護り幸福を求むると同時に他人の權利幸福を尊重して苟も之を犯すことなく以て自他の獨立自尊を傷けざるにあり。(修身要領)

三、福澤諭吉曰く、男尊女卑は野蕃の陋習なり、文明の男女は同等同位互に相敬愛して獨立自尊を全からしむ可し。(前同上)

四、時勢の進運に伴ひて個人的意識益々明瞭となり、自己に屬するものを尊重して他より壓迫侵害を加へられざらんことに努むること彌々多し。又社會の組織復雜となるに従つて人々自己の分を守りて他を侵さざることに留意せずんば安寧秩序を維持すること能はず。故に自他の人格並に自由、權利を尊重するは文明社會に於ては最も必要なる道の一なりといふべし。然るに我が國にありては人格の觀念乏しかりし爲め動もすれば人格尊重の道を忘るものあり。例へば主人は僕婢の上役は部下の家長は家族の人格を沒却し、無用有害なる壓迫を加へんとする傾向になきにあらず。從て下位につきものに自重心乏しく、或は依頼心を增長せしむが如き弊を釀することあり。我が文化の進歩を圖らんとする者は深くこゝに留意して一般風習の改善を期せざるべからず。

第十二課 道徳と法律

目的 道徳と法律とは人間の行爲を律する二大要道なり。故にこゝに兩者の關係を説き遵法の本務と、又それが爲に道德心の必要なる所以とを悟らしむることを主眼とす。

要項

一、道徳と法律とは人間の行爲を律する規則にして善を行ひ惡を避けしむるを以て目的とすることを述ぶ。

二、道徳は一切の行爲を律するものなれども、道徳に従ふことは人間の意志に有し、又道徳は之を以て貴きなり。それ故に無恥の徒が道徳を無視して邪悪を敢てするが如き場合には國家はその安寧の爲に之を強制防止するの要あり。これ道徳以外に法律の必要な所以なることを説く。

三、道徳と法律とは職分を異にし、道徳は正善を遂行せしむるを要旨とし、法律は邪惡の防止を主觀とす。而して道徳は正善を命ずるにそれ自身の法則に基

づき法律は道徳の見地より見て惡行を禁止す。故に道徳は本にして法律は朱なり。又法律は個人の自由を尊重し且繁を避けんが爲に一切の行爲に干渉するものにあらず。故に道徳上不善なることが法律上不當とせられざることあり。又道徳は意志のみにても行爲と認むるに反し、法律は動作の上に之を發表せんば行爲と認めず。

四、兩者はかくの如く相異ると雖も、法律は道徳に基きて制定せられたるものなれば、此れが厲行に於ても亦道徳に挨つ所あり。即ち遵法の精神は公共心に基くものなれば國民にして道徳心乏しくば國法は勵行を望むべからず。反対に道徳心ありて公共の利害を重んずるものはよく法律を遵守せざるべからず。法律はその施行せらるゝ間は公安を維持する爲に如何なる理由ありても絶對に服從すべきものなることを説く。

参考

一、生存競争の激甚を加ふるに伴ひ、巧慧にして恥を知らざる者は法律あるを知りて道徳の真價を認めず或は表面その假面を被りて中心に呼應せざるもの

のあり。されどかくの如きは法綱を潜りて不正の舉に出づるや必せり。これ法律は人間一切の行爲を律する所の規則を設くること能はざるが故なり。されば公安を維持し安寧を増進する爲に法律の勵行必要なりとせば須く國民をして道德の尊重すべき所以を悟らしむること肝要なり。道德を尊重する精神だにあらば遵法は自ら至るべし。

二、道德を守るものは又よく法律に遵はざるべからず。法律は社會國家の統一を圖る爲に國民の一致して之を遵守するひとを要求す。されば道德的見地よりして法律に不當不備の點ありとも全體の統一を維持して公安を傷けざらんが爲にその變更せられざる間は絶對に之に遵ふべく又眞に不當と信ぜらるゝ點は社會の輿論に訴へ、その趨勢を察してこれが變更に盡力して可なり。こは寧ろ立憲國民として當然の責務なりと謂ふべし。

第十三課 道德と經濟

目的 經濟的活動の擴張に伴ひ動もすれば道德の拘束を脱して放縱なる所爲に

要項
趣らんとす。故にこゝに道德と經濟との關係を説き、經濟活動が道德の支配の下に初めて眞の發展を期しえべきものなることを示し、實業道德の要項を教へ經濟的活動に於ける心得を授けんとす。

一、人間は精神と身體とを有して精神的並に物質的生活を營む。精神生活を教導するものは道徳的觀念にして、物質的生活を支配するものは經濟思想なることを述ぶ。

二、精神的生活と精神的文明とを人生の要道最高の福趾と觀する者は動もすれば物質的文明を呪咀し、經濟を卑賤となし、反對に物質的生活と其文明とを謳歌する者は動もすれば道徳を無視して營利を圖らんとし、兩者矛盾するが如き觀あり。兩者は人間の生活を支配する二大勢力たるは事實なり。されどその一方のみを力説して他を貶せんとするは共に偏頗の見なる事を述ぶ。

三、精神と物質とが共に大切なことは言を要せずと雖も物質は人格活動の方

便にして精神の指揮の下に行動するものなり。故に道德が精神界を教導す

べきものならば、そは又物質界をも支配すべく、從てその要求に基きて起りたる經濟活動を道德の圈外に置かんとするは如何なる意味に於ても不條理なり。又道德の羈絆の下にては經濟活動の發展を妨碍するが如く思ふは淺薄なる思想にして、經濟活動は道德を缺いて初めてその發展を見るを得べし。されどこは道德か經濟活動の方便たるが爲にあらずして道德が人の須臾も離るべからざる要道なるを以てなることを説く。

四、實業道德の一斑を示し、特に信用、誠實、守約、親切、忠實等の肝要なる所以を説き、その修養を圖らしむ。

参考

一、金錢に対する二弊風。本邦に於ては武士道の餘波を承けて金錢を卑しむ風あり。又他方にありては生存競争の激甚を加ふるに伴ひ生活の安固を得んが爲に金錢を過重視するの弊あり。これ本邦人が金錢に對して有する二弊風なりと謂ふべし。金錢は生活の方便たるのみならず、個人並に社會國家の幸福及び發展と密接なる關係を有するものなるが故に之を尊重せざるべか

らず。たゞ之を尊重するの極拜金的傾向を生ずる事なきにあらず。されど金錢の貴きは要するに手段としてにして、決して目的としてにあらず。金錢物質に過大の價值を認めんとすることは動もすれば時代と共に增長し易き弊風なれば深く戒しむる所なかるべからず。

二、本邦人の實業道德。道德は人として須臾も離るべからざる道なれば實業に於ても之と沒交渉にして其の發展を企圖すべからざるは言を缺たず。然るに實業に從事するもの動もすれば營利の念に囚はれて不正なる、手段を弄して不當の暴利を貪らんとすることあり。本邦人は取引上一般に不正直なりとの評あり。これ本邦の産業、貿易の發展を妨害する一大障礙たるを以て本邦人たるもの深く反省する所なかるべからず。產業、取引等に於ては信用を尊ぶが故に之を獲得せんが爲には誠實と公正とを持つこと肝要なり。尙實業は人々の協同の經營に係るものなれば、勤勉、親切、忠實、寬宏、守約、規律等の精神乏しくば協同の實を擧ぐることあたはず。故にこれ等の諸徳を涵養して初めて實業もその進歩發展を期することを得べきなり。

第十四課 國民道德の意義

目的 國民道德の性質を知らしめ、そが國家隆替の最深の原因なることを悟らしめ以て實踐の精神を鼓吹せんとす。

要項

一、道德の大本は古今に通じ東西に亘りて一定不變のものなりと雖も、これが實踐の方法は時代と民族の異なるに従つて自ら多少の相異あることを述べ。
二、我が國は萬邦無比の國體と終始一貫せる國史の成績とを有するが上にその國民性は忠勇義烈にして然も優美敦厚なり。この間に發達し來りしものこれ我が國民道德なり。故に將來益々之を中外に宣揚せざるべからざることを説く。

三、各國興亡の歴史は國家の盛衰が國民道德の消長に由て決定せらるゝことを證す。故に國民道德の健否が國家の興亡に關することを悟るべき旨を述べ。

四、國家隆盛の基礎は富國強兵に存するが如しと雖も、國民道德にして頽廢せば

富國強兵もその實を擧ぐる能はず。故に國民道德は本にして富國強兵は末なることを説く。

五、我が國民道德は皇祖皇宗の御遺訓に基づき幾多の星霜を経て發達し來りたるものなれば、將來時勢の進運に鑑み、その長を發揮すると共にその短を補ひ以て我帝國の國光を發揚すべきことを説く。

参考

一、國民道德と普通道德。道德は人として行ふべき大道なるが故に、吾人は國民たるの立脚地を離れて考ふるも人として守るべき道あるなり。この廣く人として行ふべき大道は即ち人道にして人類に普通なる平等の道なり。而して國民道德とはこの普通の大道を國民獨持の形式方法にて實行し來れるものこれなり。尙この國民獨特の形式方法は主として國體、國史、國民性によりて漸次に形成せられたるものなり。

二、國運の隆替と國民道德。國民道德の健否は國運消長の主因たり。而して國民道德を支持してその健全なる發達を圖るべきことは全國民の責任なりと

雖も國家の中堅たる國民は特に重大なる責任を負へることを自覺せざるべきからず。一國の風教を維持し、健全なる道念を抱き以てこれが實行の衝に當るものの中堅たる國民を措きて他に求むべからざれば也。

第十五課 祖先尊崇及び家族制度

目的 祖先尊崇と家族制度とは國が國古來の美風にして國民道德を涵養せる源泉なるが故に、この美風を説き以てその維持發展に努力せしめんとす。

要項

一、我が身我が家の今日あるは祖先の恩澤に由るものなれば、その高徳を追慕しその恩義を感謝するはこれ即ち祖先尊崇にして我國特有の美風なることを述ぶ。

二、祖先尊崇に三種の別あり、第一、家族に於ける祖先尊崇、第二、鄉村に於ける祖先尊崇、第三、國家に於ける禪先尊崇とあり。此の敬神崇祖の風建國以來一貫して遂に今日の如き國體の精華を致したることを述ぶ。

三、祖先と子孫との關係を密接ならしむることは社會風教の上に偉大なる感化を與へ、事變に際し協力して君國の爲に盡瘁するは、この美風あるを以てなり。又人情の敦厚なるが如きも祖先を尊崇し家門を重んずるが爲にして、尙祖先の威靈が我等の身邊にあるを思へば自ら行動を忽にせざるに至ることを述べ。

四、祖先尊崇の誠を致し報恩感謝の實を擧げんが爲には子孫の發展を企圖して祖先の靈を慰むべき旨を説く。

五、教育勅語にも、先帝陛下が御祖先の遺訓を遵奉し給へることを示し給へり。我等臣民たる者は大御心を奉體して祖先の遺徳を傳へ、子孫の發展を圖りて國運の隆昌を期すべき旨を諭す。

六、祖先尊崇と密接不離の關係を有するは家族制度なり。兩者相伴ひて我が國風の美を成すことを説く。

七、是等兩風は西洋にては今殆んど廢れ、從て家族相互の權利義務あれども家長權なく、家督相續なるものなし、即ち彼にありては個人を本位とし我國にては

家族を本位とすることを示す。

八、一身を捧げて家門の爲に竭し、祖先を崇び、家名を重んじ、家門の繁榮を圖るは、家族制度の長所にして、これに由て、義勇奉公の精神を始めとし、家族間の道徳並に一心協力の精神發達し來りしことを説く。

九、されど、公徳心の缺乏、依頼心強きこと、獨立自營の思想に乏しきこと、保守退嬰主義に陥ること、人格尊重の念薄きこと等は、家族制度に伴ふ弊害にして、國民の發展を阻害するものなれば、長所を發揮すると共にかゝる弊風を除去し、國民道徳の健全なる發達を企圖すべき旨を諭す。

参考

一、我が國風を親愛せるラフカナデオ、ハーン即ち小泉八雲は、我が祖先尊崇を三種に區分せり。

1. Domestic Cult.
2. Communal Cult.
3. State Cult.

二、祖先尊崇。元來東洋に於ては祭祀の風盛にして、その餘弊たる動もすれば形式に流れて精神を閑却せんとす。祭祀なるものは眞に崇祖の精神よりして營むべきものなれば、之を外形の美に求むるを要せず。形式に囚はれて祭祀を華美にし、財を浪費するが如きは、家を滅す基にして、祖先の靈を慰むる所以にあらず。

又東洋にては、祖先に厚うする結果動もすれば子孫の發展就中その第一義たる教育を重んざるが如き弊なぎにあらず。されど子孫をよく教育して有爲の人物の輩出を企圖するは、即ち家門の眞の繁榮を期する所以にして、祖先に對する報恩の最大なるものと謂ひて可なり。

三、家族制度と個人主義。個人主義を利己主義又は放縱主義と見ずして、個人の人格の尊嚴と自由とを主張するものと見る時は、家族制度はかゝる個人主義と冰炭相容れざるものにあらず。否兩者はよく調和融合して、こゝに家族制度の美風を維持し、その幸福を増進し得るものなり。家族制度にありては、動もすれば無用なる壓迫或は干涉行はれ、即ち個人の思想感情、意志を枉げんと

すること多しと雖も、一家の存立發展と直接に關係せざる限り個人の自由を認め、その人格を尊重すること肝要なり。文化の進歩に伴ひて個人意識明確となるが故に家族間と雖も、思想感情まで悉く一致することは望むべからず。一致し難きものを一致せしめんとすれば家庭の不和を來し、却て家族制度を破壊することあるべし。故に將來の家族制度は一家の存立發展上必要な方面に於て益々協同一致の實を擧ぐると同時に、家族相互間に於ても能ふ限り人格と自由とを尊重することに努力せざるべからず。

第十六課 忠孝一本

目的 忠孝一本の意義を説き、その我が國體の精華なる所以を示して益々其の精神を體現せしめんとする。

要項

一、忠孝は人倫の二大綱にして他の國に於ても之を存すると雖も、我にありてはこは君を君とし、親を親とする眼前の關係に止らずして、遠く天祖に溯り、皇室

の未裔に降りて永久に密接なる關係を有す。皇室は國民の大宗家にして家を擴大したるものは即ち國にして、國を縮小したるもの即ち家なれば、こゝに忠孝一本の大義を生ずることを述ぶ。

二、我國にては父母に孝順なる至情は天祖に及び皇室に及びて忠誠の心となる。故に忠孝の二德は一心の致す所にして、名は二なれどもその心は即ち一なり。故に我國にては忠孝は常に兩全たり得べきことを説きて忠孝一本の大義を明かにす。

三、忠孝一本の大義は我國體に於て始めて完全に實現せらる。この光榮ある邦士に生を享くるものはこの大義を忘却すべからざることを戒しむ。

四、先帝陛下は教育の勅語を下し給ひて國民道德の大本を宣示し給へり。吾等臣民たるものは聖旨を奉體して國民道德の健全なる發達を期すべきことを諭す。

参考

一、忠孝一致の思想は孝經にあり。即ち「孝事君則忠」(土人章)或は「君子之事親孝

故忠可移於君（廣揚名章）と云へり。されどこの思想が眞に實現せられしは獨り我國あるのみ。

二、吉田松陰曰、凡生皇國、宜知吾所以尊於宇内、蓋皇朝萬葉一統、邦國士夫世襲祿位、人君養民、以繼祖業、臣民忠君、以繼父志、君臣一體、忠孝一致、唯吾國爲然。

（士規七則）

第十七課 武士道

目的 武士道の淵源及びその精神の存する所を示し、今後の國民道德との關係を明かにして國民的教養に資せしめんとする。

要項

一、武士道の沿革を説く。

二、維新後封建制度の全廢と共に武士道に一頓挫を來せしも、その後大戰に際してその精神の復活せることを述ぶ。

三、武士道の眼目とする所は忠君愛國の精神なり。而してこれが實踐の形式は

時代に由りて異なる所ありと雖もその精神は一貫して異なるなく、身命を擲ちて忠節を全ふするにあることを述べ。

四、禮儀、廉恥、節義、正直、儉素、義勇等は武士道によりて發達し來れる美德にして、就中平素死を決して世に立つ所謂死節なるものは武士道の眞髓なる旨を説く。

五、されど武に偏して文を輕んずる傾向あること、經濟の念に乏しきこと、生命を輕視する傾あること等はその長所の裏面に潜める短所なることを述べ。

六、武士道は戦場に於てのみ發揮すべきものにあらず。その正義、仁愛の精神、邪を挫き、惡を除くの氣象は平和の間にありても大に體現すべき美德にして、殊に事を爲すに當り萬難を排し正義を楯として所信を貫くの勇氣は今後益々發揮すべき要道なる旨を諭す。

参考

一大道寺友山曰く、武士たらんものは、正月元日の朝雜煮の餅を祝ふとて箸を把り始むるより、其の年の大晦日の夕に至るまで日々死を常に心にあつるを以て本意の第一と仕り候。死をさへ常に心にあて候へば、忠孝の二つの道にも

相叶ひ萬の惡事、災難をも遁れ其身無病息災にして壽命も長久に、剩へ其人柄
までも宜しく罷りなり、其の徳多きことに候。其の次第を申すに、總じて人間
の命をば夕の露朝の霜になぞらへ、隨分はかなきものに致し置候中にも、殊更
ら危きは武士の身命にて候を人々おのれが心すましに何時までも長生を仕
る了簡なるに依りて、主君へも未永き御奉公、親々への孝養も末久しき義なり
と存するから事起りて、主君へも不奉公を仕り、親々への孝行も粗略に罷成る
にて候。今日あつて明日を知らぬ身命とさへ覺悟仕り候に於ては、主君の御
前へ罷出で御用を承るも親々の顔を見上ぐるも、これを限りと罷成る事もや
と存する心合ひに相成候ゆゑ主親へ眞實思ひ入れと罷成らずしては叶はず
候云々。

二、武士道の短所はすべて長所の反面なり。武士として武藝を重んずるより自
然に文を輕んずるに至る。されど是一般に就て云へるにて、古來の武人にし
て、文事を解し、文武兩道に秀でたる人士その例に乏しからず。次に武士は清
廉潔白を尚ぶ故金錢に執着せず。これ武士の美點なり。されどこれより遂

に金錢を卑しみ、經濟の念を留めざるに至る。封建時代のこととは暫く措き現
代の生活に於ては金錢を卑しみ或は經濟の念を閑却すべからず。たゞ清廉
の精神は飽くまで維持すること現代に於て特に緊要なるを覺ゆ。第三に武
士は生命を擲つて忠君の志を伸ぶるを眼目とし、これ武士道の美風なり。さ
れどその餘弊として死するに及ばざる場合に早まりたる最後を遂げ、生命を
奪ふ必要なき場合にも之を敢てするあり。故に生命尊重の思想盛んなる今
日においては、死節は固より大切なれども軽々しく身命を擲つべきにあらず、
况んや之を奪ふことに於てをや。

三、武士道に關しては尙異軒講話集初篇第五、第十七、第二十三章、異軒論文集二集
第三、「倫理と教育」第一、第四、第五、第七章を參照せられんことを望む。

第十八課 世界の大勢と帝國の現状

目的 世界の大勢を説き、之に對して我が國の現状を示し、之を以て世界の大勢に
乘じて國運の發展を企圖せんが爲に大に覺悟し、奮勵する所あらしめんことを

要項
主眼とす。

一、文化の進運に伴ひ、列國の競争日に月に激甚を加へ互に全力を提げて自國の擴張を圖らんとしつゝあるを以て、將來優勝の地位を占めんが爲には、兵力、財力、智力の卓抜なるものなかるべからざることを説く。

二、翻つて東洋の形勢を察するに濟次歐米の壓迫を被り、列強の勢力益々浸潤し我が近海彌々多事ならんとすることを警告す。

三、我が國は今や世界の一等國たる地位を獲得せしも、よく之を維持發展せんが爲には完全なる準備なかるべからざることを説く。

四、我が國の現状を顧みるに、今日の地位は専ら兵力の致す所にして、兵器の獨立も尙全からず、財力に至りては甚だ薄弱にして、又智能に於て未だ遺憾なき能はず。其の他産業貿易の如きは二流三流の國と相伍し、其の特意とせる美術工藝に於てすら未だ獨特の地歩を占むるに至らざることを示す。

五、國家も個人の如く、品格なかるべからず。而して國家の品格を維持するもの

は偏に國民の道德にあり。且こは實に國家存亡の係る所なり。然るに我が國民の道德はその特色種々ありと雖も、忠孝の大義は果して遺憾なく發揮せられつゝあるか、況んや、正義、公德、自律自助の徳等に至りては、我が國民道德の缺陷とする所、修養の前途猶遠なることを戒しむ。

六、かくの如く物質的方面より見るも、精神的方面よりするも、帝國の現狀は國民の一大覺醒に俟たざるべからざるものあるを以て、國民たるものは最善を盡して、國運の發展に貢献せざるべからざることを諭す。

注意 本課教授の際は第四卷第二課自覺を參照せられたし。

第十九課 帝國の使命と青年の責任

目的 前課の後を承けて我が帝國の使命を説き、これを果すべき現代青年の責任を自覺せしめ以て奮發勉勵する所あらしめんとす。

要項

一、國民の努力を統一して、國家の發展を企圖せんが爲には、國家の使命を自覺し

之を標的として衆力を集中せざるべからざることを説く。

二、帝國の使命を考ふるに、富強を圖り、國權の振暢を促すはその一なり、東亞の代表者として烈強と對峙して東亞民族の爲に自由と幸福とを確保するはその二なり。東西兩洋の和親を圖り、その文明の融合を期するはその三なり。就中第二第三の使命を果すは實に我が國民を措きて他に求むべからざることを説く。

三、使命大なるに從つて努力亦大ならざるを得ず。大なる努力をなさんとするものは大なる準備なかるべからず。故に第二の國民たる現代の青年は帝國の大使用を自覺して物質的並に精神的方面に於て大なる準備を爲し、邦家の爲に最善を盡さんことを覺悟すべき旨を諭す。

参考

一、第一の使用命即ち富國強兵と國權の擴張とは、國家の存立發展の第一步として之を實現せざるべからず。然りと雖も餘りに軍國主義に傾き、他を威嚇し、機會だにあらば領土の擴張を圖らんとするが如き態度は畢竟他邦の反感を買

ひ自國を孤立の状態に陥らしめ、自國の存立を危うするものと云はざるべからず、これ國民たる者の留意すべき所なりとす。

二、第二の使命即ち東亞民族の自由と幸福との確保は實に東亞唯一の先進國として帝國の當然擔ふべきものなること言を疾たず。これが爲には東亞民族の和親協力の實を擧ぐること肝要なり。歐洲の動亂靜まりて秩序を回復して發展の餘力を生ずるや否や、その勢力は再び東洋の舞臺に於て活躍を試むるや必せり。故に東洋の民族たるものその自由と權利とを確保して幸福を増進せんが爲には須らく實力を養成し、協力一致して東亞の事に當るの覺悟なかるべからざるを覺ゆ。

三、我が國は東洋にありてはその盟主たり、西歐に對しては英國とは同盟を締結し一二の國とは不幸干戈を交へしことありと雖も、概ねこれ迄永く互に相補ひ相濟すの關係を有したるものなり。されば東西和親の仲介者たることは我が帝國の使命と云はざるべからず。次に我國文化發展の經路を顧みれば東西文明の融合統一を圖り以て世界的新文明の建設を圖ることは實に我帝

國が獨り擔ふべき光榮ある大使命と謂はざるべからず。

第二十課 人生と道德

目的 全卷の總括として道德が人生の價值を體現し意義を實現する唯一の道なることを教へ、價值あり意義ある生活を營む爲に道德の須臾も離るべからざる道なることを悟らしむることを主眼とす。

要項

一、吾人の如實に經驗するは獨りこの生あるのみ。然もその生存の短きを思はゞ如何にして我が生を送るべきかは重大なる問題なることを述ぶ。
二、この短き生存に充實せる意義を托するの法は理想實現の一途あるのみ。又人に理想あるは生の營爲か自己の手に束ねられたるに基く。これ實に人たるの特權にして又重大なる責任の存することを説く。
三、人生最高の理想は人格の完成にあり。而して人の人たる所以は德に存するが故に人格の完成は修徳を以て主眼となす。故に人生の價值は偏に徳の體

現に懸れることを述ぶ。

四、道德の本源は遠く天命に基き、深く人性に根ざせるものにして止まんと欲して止む能はざる天心の流露なることを示す。

五、道德の力は富貴權勢の力の相對なるに反し絶對にして、又富貴權勢の力がその位置境遇に在るに反して、道德の力はそれ自身に存す。智能の如きも徳の之に伴ふ場合にのみその眞價を實現することを得るものなり。故に苟も生をこの世に享けたるものは人たる道を行ひて意義ある生活を送らざるべからざることを説く。

参考

一、西哲曰く、人生は瞬時に経過す、本來自ら何等の價值無し、人の之を用ひる如何によりて、價值を生ず。然かも生涯に於ける善行を以てのみ其價值を定む。
二、孟子曰、生亦我所欲也、義亦我所欲也、二者不可得兼、舍生而取義者也。（告子上）
三、孟子曰、君子有終身之憂、無一朝之患也。（離堯下）
四、管子曰、君子食於德、小人食於力。（君臣下）

五、菜根譚に曰く、天地有萬古、此身不再得、人生只百年、此日最易過、幸乎其間者不可不知、有生之樂、又不可不懷、虛生之憂。

大正七年五月廿六日印刷

大正七年五月三十日發行

新編中學修身書備考

著作者 金港堂編輯部

印發刷行者兼 金港堂書籍株式會社

代表者 原 亮一郎

東京市日本橋區西紺屋町廿七番地

株式會社秀英舍

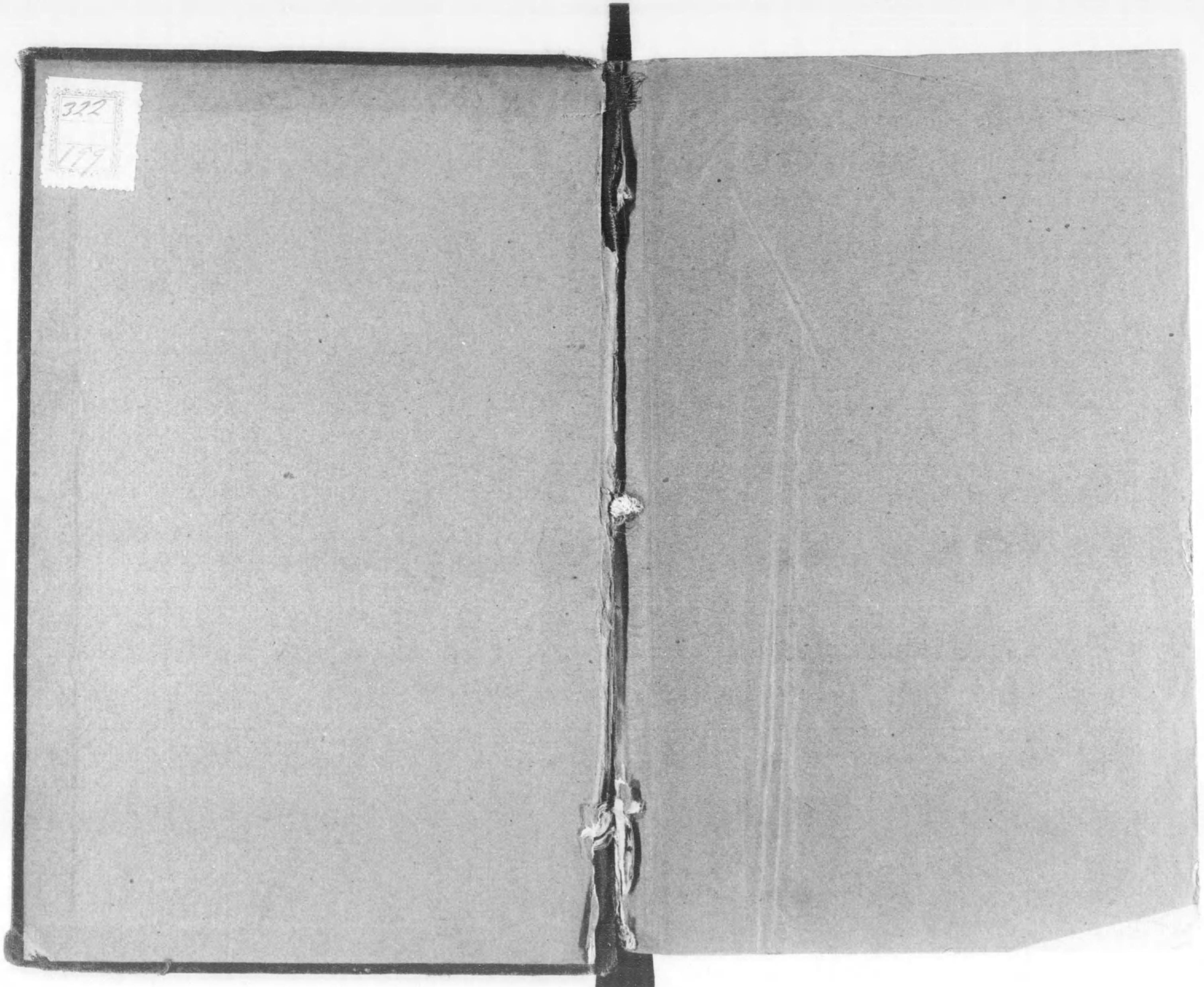
印刷所

不許
複製

品賣非



29



終

